

竹原市障害者計画

竹原市第6期障害福祉計画

竹原市第2期障害児福祉計画

令和3年3月

通うこころ

かさなる笑顔

竹原市



ごあいさつ

本市では、「ともに生きる やすらぎと思いやりのまち」をテーマに、「竹原市障害者計画」及び「竹原市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、障害者施策に取り組んでまいりました。



この間、国においては、障害者差別解消法や発達障害者支援法等が施行されるとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、これらの法制度に対応した施策を展開するための「第4次障害者基本計画」が策定されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、地域においては、人口減少や少子高齢化に伴い、障害のある人の高齢化・障害の重度化に対応するための社会資源の問題とともに、社会的孤立やダブルケア、8050問題など、地域住民の抱える課題の複雑化・複合化し、支援ニーズが多様化しています。

こうした情勢を踏まえ、市民一人ひとりが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で役割を持って互いに助け合い、支えあう共生社会を実現するため、この度、本市における障害者施策全般に関する基本的方向を定める「竹原市障害者計画」と、障害福祉サービスや障害児通所支援等の具体的な数値目標や見込量等を定めた「竹原市第6期障害福祉計画」、「竹原市第2期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

今後は、この計画に基づき、竹原市障害者自立支援協議会を中核として、保健・医療・福祉・教育・就労などの各関係機関・団体の皆様と更なる連携を図り、障害者施策を推進し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、竹原市障害者計画策定委員会及び竹原市障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

竹原市長 今菜敏彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の策定体制	3
第2章 障害者計画	
第1節 計画の基本理念	4
第2節 計画の基本目標と施策体系	5
第3節 重点プロジェクト	7
第4節 基本目標に向けた取組	8
基本目標1 みんなが地域の一員として支えあっている	8
基本目標2 自立していきいきと暮らす環境が整っている	14
基本目標3 安心して暮らすための支援が充実している	19
基本目標4 子供の成長に応じた切れ目のない支援が充実している	25
基本目標5 誰もが暮らしやすいまちになっている	29
第3章 第6期障害福祉計画	
第1節 第5期障害福祉計画の実績と評価	33
第2節 令和5年度に向けた成果目標	35
第3節 障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保の方策	38
第4節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	45
第4章 第2期障害児福祉計画	
第1節 第1期障害児福祉計画の実績と評価	48
第2節 令和5年度に向けた成果目標	49
第3節 障害児通所支援等の見込量及び確保方策	50
第5章 計画の推進体制	
第1節 PDCAサイクルの推進	53
第2節 当事者参画の推進	54
第3節 計画の普及・啓発	54
第4節 計画の進行管理と評価	54
第6章 資料編	
竹原市障害者計画策定委員会	55
竹原市障害者計画策定連絡会議	57
竹原市障害者自立支援協議会	59
計画策定の経過	62
持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）について	63
障害のある人の現状	64
アンケート結果からみる状況	70
ヒアリング結果からみる状況	75
ワークショップからみる状況	76

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国では、障害福祉制度の谷間のない支援を目指し、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資するため、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の関連法の改正が行われました。

平成28年には、障害者の権利を守り、安心して地域で暮らし続けていくために、「発達障害者支援法」の改正、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。

一方で、人口減少や少子高齢化に伴い、障害のある人の高齢化・障害の重度化に対応するための社会資源の問題とともに、社会的孤立やダブルケア、8050問題など、地域住民の複雑化・複合化した問題が顕在化しています。

本市では、これらの問題に対応するため、障害のある人を取り巻く現状と課題を整理し、令和2年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の性格

（1）計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）及び難病患者等であって、その他心身の機能に障害がある人及び障害や社会的障壁により継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

（2）計画の期間

「竹原市障害者計画」は令和3年度から令和8年度まで、「竹原市第6期障害福祉計画」及び「竹原市第2期障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
竹原市障害者計画	前計画(平成27年度～)			本計画					
竹原市障害福祉計画	第5期			第6期(本計画)			第7期		
竹原市障害児福祉計画	第1期			第2期(本計画)			第3期		

(3) 計画の位置づけと役割

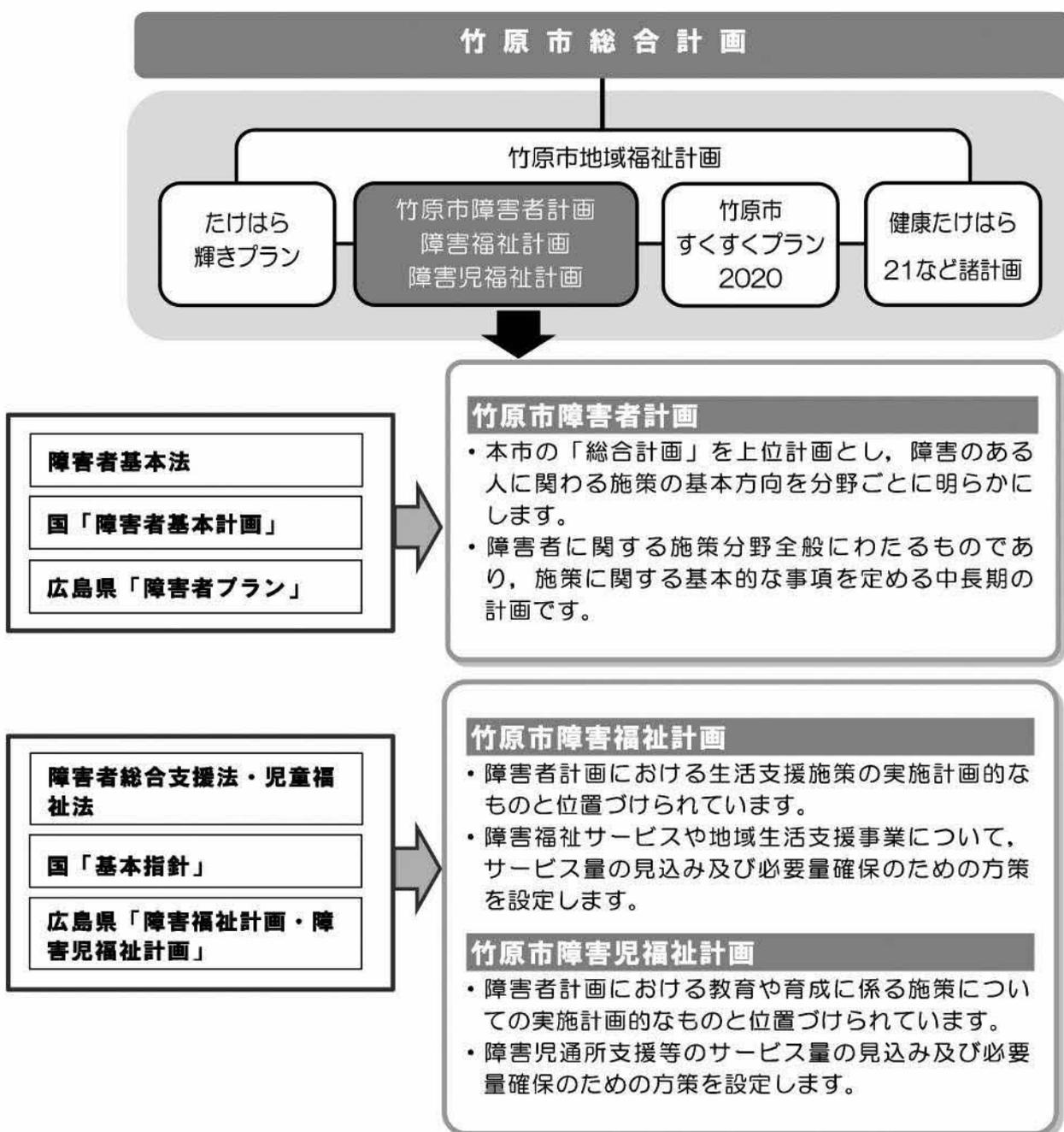
「竹原市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「竹原市第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「竹原市第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。

本計画はこれら3つの計画を一体的に策定します。

■「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけ■



第3節 計画の策定体制

(1) 各種会議等での審議

計画策定にあたっては、「竹原市障害者計画策定委員会」、「竹原市障害者計画策定連絡会議」及び「竹原市障害者自立支援協議会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 障害者及び住民意見の聴取

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、障害者手帳所持者及び障害のある児童を対象としたサービス利用者に、「竹原市の障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、18歳以上の市民に対し、日ごろの障害のある人との関わりや取り組むべき施策についての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(3) サービス提供事業者及び団体調査の実施

現在のサービス提供状況や課題、今後のサービス提供意向等を把握するため、市内24か所のサービス提供事業所へヒアリングシートによる調査を行いました。また、障害福祉に関わる団体、就労支援機関及び障害児支援機関に対し、現状や課題を把握するため、同様にヒアリングシートによる調査を行いました。

(4) ワークショップの実施

障害者関係団体の意見を取り入れるため、就労支援ワーキンググループ、地域生活支援ワーキンググループ、精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループ、ライフステージ移行支援ワーキンググループにおいてワークショップを実施しました。

(5) 評価・検証の実施

「竹原市障害者計画」の各施策・事業にかかわる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

(6) パブリックコメントの実施

令和2年12月28日（月）から令和3年1月26日（火）までの期間、市役所庁舎やホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害者計画

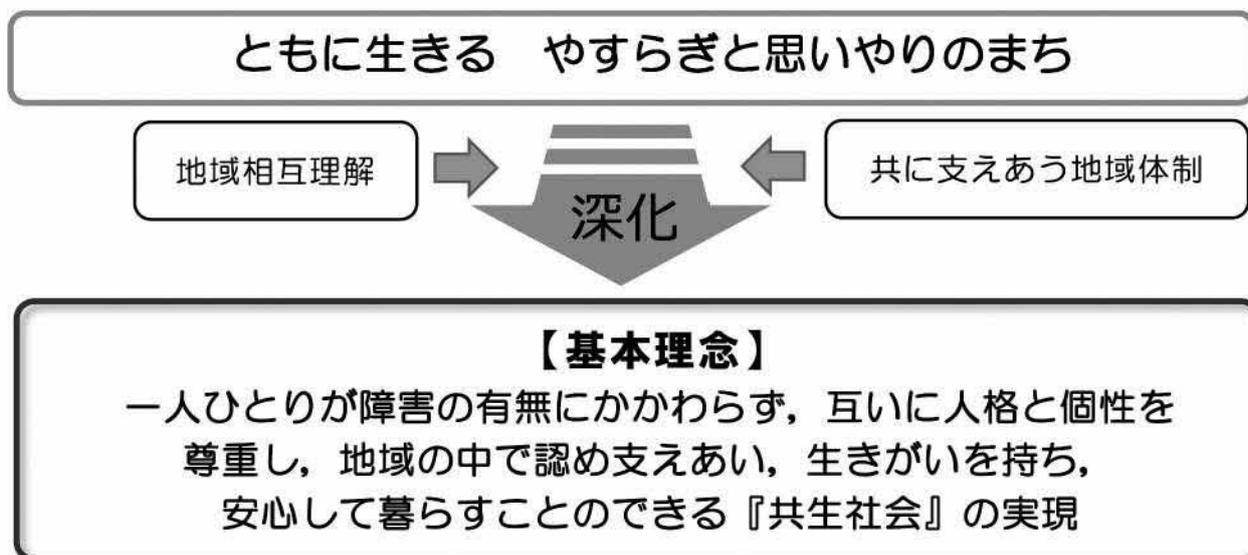
第1節 計画の基本理念

竹原市ではこれまで「ともに生きる やすらぎと思いやりのまち」をテーマに掲げ、一人ひとりが障害のあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支えあいながら生活し、障害のある人に対する差別のない、合理的な配慮を行う社会を目指し、様々な障害者施策を推進してきました。

その成果として、市民の障害に対する理解が少しずつ進むとともに、障害のある人の働きやすい環境・就労機会の充実や関係機関による相談支援体制の強化などが図られました。

一方で、障害のある人の高齢化・障害の重度化への対応、地域で複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化してきたため、地域ぐるみでお互いを支える支援体制が求められています。

そこで、本計画においては、これら包括的な支援を竹原市全体で行うために、地域で相互に理解し、共に支えあう地域体制づくりに重点を置き、これまで目指してきた「ともに生きるまち」から、誰もが生きがいを感じられる「ともに支えるまち」へと深化させ、「一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる『共生社会』」を実現することとし、次の目指す姿を設定します。



『目指す姿』

通うところ かさなる笑顔 竹原市

“通うところ”は、障害のあるなしにかかわらず、地域の一員として共に認めあうことを、“かさなる笑顔”は、市民一人ひとりの優しさが重なり合い、地域で必要な支援を得ながら、仕事やスポーツ・文化芸術活動などの活動によって生きがいを持ち、安心して暮らす社会を表現しています。

竹原市は、地域の中で互いに助け合い、支えあう共生社会の実現を目指します。

第2節 計画の基本目標と施策体系

(1) 計画の基本目標

基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1 みんなが地域の一員として支えあっている

障害のある人への理解を広めるため、福祉教育の充実や障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護の体制を充実させます。また、地域の多様化・複合化したニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を図ります。

基本目標2 自立していきいきと暮らす環境が整っている

障害者雇用の啓発により雇用促進や福祉的就労機会の確保を図るとともに、活動の機会や場を充実させます。障害のある人の社会生活能力の向上を目指します。

基本目標3 安心して暮らすための支援が充実している

障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活を支えるサービスの充実や安心して生活できる環境づくりに努めます。精神障害のある人の地域生活を支援するための地域包括ケアシステムの構築に努めます。

基本目標4 子供の成長に応じた切れ目のない支援が充実している

特別支援教育を推進するとともに、障害の状況に応じて、幼少期からライフステージに応じた切れ目のない支援を目指します。

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちになっている

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、社会的・物理的なバリアフリーを促進します。

この基本目標を達成するために各施策を推進することにより、平成27年国連サミット採択の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる17の持続可能な開発目標(SDGs)のうち、関連する開発目標の達成に貢献します。

【持続可能な開発目標(SDGs)】



(2) 計画の施策体系



第3節 重点プロジェクト

本計画では、それぞれ基本目標の実現に向けた取組を定めるとともに、特に積極的な取組により、障害のある人と家族が生きがいを持ち、安心して暮らせる竹原市の目指す姿を実現するため、次のとおり重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト1 就労支援の充実

障害のある人の就労にあたって、企業への障害理解の促進や、継続して働き続けるための定着支援について、各支援機関と連携を図ります。

福祉的就労に従事する障害のある人の自立を支えるための工賃向上などの取組を行います。

基本目標に向けた取組

2-1

重点プロジェクト2 地域生活の支援

地域での安定的な生活継続のため、障害のある人の相談等のサポート体制の充実、地域生活への移行促進などについて、関係機関との連携を図りながら推進します。また、障害に関する理解を深め、地域での支えあいを進めます。

障害のある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の対応等の機能を有した地域生活支援体制の充実を図ります。

基本目標に向けた取組

2-3, 3-4, 3-5

重点プロジェクト3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを構築し、精神障害のある人やその家族が暮らしやすい地域づくりを目指します。

基本目標に向けた取組

1-1, 3-3

重点プロジェクト4 ライフステージに応じた切れ目のない支援

出生から乳幼児期、成人に至るまで、ライフステージが移っても切れ目のない支援を引き継げる体制を構築するため、サポートファイルの活用を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、療育機関などと連携を図ります。

基本目標に向けた取組

4-1, 4-3

第4節 基本目標に向けた取組

基本目標1 みんなが地域の一員として支えあっている

1-1 障害に対する理解と交流の促進

現状

障害のある人を対象としたアンケート調査では、「障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動の充実」について約6割の人が「重要」と回答しています。市民を対象としたアンケート調査では、「発達障害について社会の理解があると思う」と回答した人は3割弱と低くなっています。

課題

障害のある人もない人も、お互いに尊重し認め合い、安心して暮らせる共生社会を実現するための第一歩として、一人ひとりが障害への理解と認識を深め、自らの問題として考えることが必要です。

精神障害及び精神障害のある人に対する理解と認識を深めるために、ボランティア講座などの機会を捉え、障害理解の啓発や広報活動を行うことが必要です。

障害のある人が地域の行事等の活動に参加する機会を提供する取組も必要です。

取組の方向

地域共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるため、市内で開催される各種イベント等や広報活動を通じて啓発事業を推進します。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
人権啓発活動の推進	市民一人ひとりの人権が真に大切にされるまちづくり実現のため、「竹原市人権教育・啓発基本計画」に基づき、各種団体や関係機関と連携を図りながら人権啓発を推進します。
広報・啓発活動の推進	障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、障害者週間（12月3日～12月9日）の周知など、市の広報誌やホームページなどの様々な媒体を通じて幅広い広報・啓発活動を推進します。
障害疑似体験による理解の促進	市民における障害への理解が深まるよう、社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティア講座、出前講座等の実施に合わせて、障害疑似体験（ハンディキャップシミュレーション）により、障害への理解を促進します。

施策名	取組の内容
「こころの健康」福祉ボランティア講座によるボランティア活動参加の啓発	精神障害への正しい理解を促すため、保健・福祉・医療関係者による連携・協働体制のもと、「こころの健康」福祉ボランティア講座をはじめとする各種行事を通じた精神保健福祉に関する啓発・広報活動を実施します。また、障害のある人との交流を取り入れ、講座参加者のその後のボランティア活動への参加を促進します。
発達障害に関する啓発	発達障害に関する理解を深めるため、世界自閉症啓発デー（4月2日）など啓発活動に取り組みます。
地域における交流機会の充実	地区社会福祉協議会事業、行事・地域でのイベント、ふれあいサロン活動等を実施し、住民同士の交流やボランティア、地域内の福祉施設・学校との連携、地区社協だよりの発行などのふれあい交流活動に取り組みます。
福祉活動への障害者自身の参画による交流機会の充実	障害のある人の市内小・中・高校の福祉体験教室などの参加や、ボランティアグループ（市内・市外）と合同の交流会などへの参加等により、交流を促進します。



1-2 福祉教育の推進

現状

福祉のまちづくりを推進するためには、幼児から高齢者まで年齢に応じた、意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。

市民を対象としたアンケート調査では、障害のある人への市民の理解を深めるためには、5割以上が「学校における福祉教育の充実」が必要と回答しています。

課題

市内の小・中学校において福祉体験や福祉学習により、学童期から障害に関する正しい認識を持つための教育について積極的に取り組んでいく必要があります。

障害や障害のある人に対する市民の理解を推進していくことが必要です。

取組の方向

幼少期から生涯にわたり、学校教育、生涯学習の場などを通じて、あらゆる年代における福祉教育を推進し、障害に対する理解と認識を深めます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
福祉講座による障害への理解の促進	地域交流センター事業の一環として、ボランティア講座等を開催し、市民意識や社会連帯意識の向上を図ります。
学校教育における福祉教育の推進	総合的な学習の時間において、高齢者や障害のある人の活動体験や実践を通して、思いやりの心や助け合いに関する指導を行います。
小・中・義務教育学校における交流学習	インクルーシブ教育の理念のもと、交流及び共同学習の時間を設定し、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒が共に学ぶ場を共有し、相互理解の推進を図ります。
サマーボランティアスクールの実施	夏休みを利用してボランティア活動を体験し、障害福祉施設等を利用する障害のある人との交流を深めるためのサマーボランティアスクールを実施します。
市職員等への計画的な研修の実施	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する竹原市職員対応要領」により、障害の特性を理解し、適切な対応ができるよう、職員への研修・啓発を行います。

1-3 地域福祉の推進

現状

社会的孤立やダブルケア、8050問題など、地域住民の抱える課題が多様化・複雑化し、従来の各制度・分野の支援制度では対応が困難になっています。

地区の社会福祉協議会では、支えあい活動や関係機関・団体と連携し問題解決していく仕組みづくりや小地域拠点づくり、支えあいマップの作成等に取り組んでいます。

課題

人口減少と少子高齢化が進み、福祉サービスの担い手である福祉人材をはじめとする社会資源の制約が強くなることが見込まれるため、より複雑化する地域住民の支援ニーズに対応した、従来の社会保障サービス等の延長線上にない新たなサービス提供の機能を確保する必要があります。

地域の福祉活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、新たな担い手の確保・育成が必要です。

取組の方向

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠組みや支え手・受け手という役割を超えて、市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら共に暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の整備を進めます。

具体的な取組

施策名	取組の内容
多機関協働の包括的な支援体制の整備	複合的な課題を抱えている世帯等について、各分野の関係機関が協働して、地域ぐるみで課題解決や包括的な支援ができる体制を整備します。
地区における福祉活動の推進	社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」に基づき、地区社会福祉協議会の活動の活性化を促し、障害のある人の参加やボランティア、NPO法人、自治会、民生委員・児童委員などとの協働と連携により、地区における福祉活動の推進を図ります。
ボランティアセンターの機能充実	社会福祉協議会が設置運営するボランティアセンターの機能充実に努め、ボランティアグループ連絡協議会と連携を取りながら、センターを窓口としたボランティア活動を推進します。
ボランティア養成講座や活動促進	社会福祉協議会と連携し、点訳、朗読、手話、要約筆記などの各種ボランティア養成講座の開催によりボランティアの養成を図ります。

1-4 権利擁護の推進及び差別の解消

現状

障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをすることがあると回答した人が約3割と、前回調査（平成29年度）より減少しました。

成年後見講演会及び相談会を開催し、制度の周知、利用の促進を図っています。

竹原市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。竹原市障害者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体との情報交換、連携を図っています。

課題

成年後見制度や社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」等の権利擁護事業の活用促進が必要です。

障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮の提供」の周知や虐待を未然に防止するための周知が重要です。

取組の方向

障害のある人の権利を守るため、成年後見制度等の周知と普及を図り、制度内容の情報提供・利用促進を図ります。

障害のある人への正しい理解や差別の解消及び虐待防止に対する社会全体の認識を深めるとともに、関係機関との連携のもと、虐待に至る課題の早期発見及び防止に努めます。

具体的な取組

施策名	取組の内容
成年後見制度利用支援事業の推進	法律行為が困難な障害のある人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度利用支援事業の啓発	成年後見講演会及び相談会を開催し、制度の周知、利用の促進を図ります。
福祉サービス利用援助事業の推進	障害により自己決定能力の低下した人の権利を守り、適切なサービスが利用できるよう福祉サービス利用援助事業「かけはし」を推進します。
消費者啓発の実施	障害のある人の消費者被害・トラブルの未然防止と早期発見に向け、関係機関等と連携し支援するとともに、広報誌やホームページ、出前講座などを通じた消費者啓発に努めます。
障害者虐待防止センターにおける取組	障害者虐待防止センターにおいて、虐待の相談、通報、届け出に対応していくとともに、障害者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識向上を図ります。

施策名	取組の内容
障害者虐待防止ネットワーク会議の開催	関係機関や地域とネットワークを構築しながら、虐待の早期発見，早期防止に取り組みます。
虐待防止に向けた一体的な取組	障害のある人，高齢者及び児童の虐待防止，配偶者・交際相手等からの暴力の防止，権利擁護について，一体的に取り組んでいくために，関係機関等と連携を強化します。また，学校や認定こども園，医療機関等においても虐待防止の措置を講じます。
障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法について啓発や広報を行い，差別行為の認識や障害への理解を深め，差別の解消に努めます。
障害者差別解消支援地域協議会の開催	竹原市障害者差別解消支援地域協議会を開催し，事案の状況共有及び障害者差別解消推進に向け，協議を行います。



基本目標2 自立していきいきと暮らす環境が整っている

2-1 雇用・就労の促進

現状

ハローワーク竹原管内の対象となる企業全体での障害者の実雇用率は、令和元年6月1日現在、1.9%と法定雇用率（従業員45.5人以上の企業で2.2%）を達成していません。また、約4割の企業が法定雇用率を達成していません。

市民アンケートによると、障害のある人の雇用については、8割近くの方がもっと雇用されるべきだと考えていますが、その一方で一般就労をしている障害のある人は1割強にとどまっており、年齢別18歳～29歳、40歳～49歳でも3割に届いていません。

課題

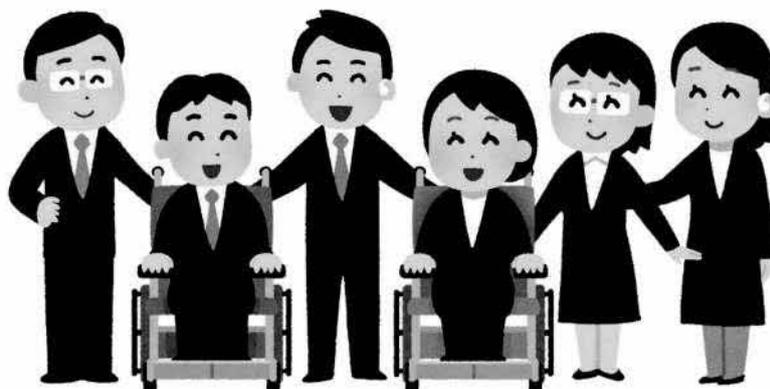
障害のある人の雇用・就労の促進及び職場定着を推進するためには、企業経営者をはじめ企業の従業員が障害の特性や配慮の仕方を正しく理解することが必要です。そのための広報や啓発、理解の促進が大切です。

取組の方向

障害者就業・生活支援センター及びハローワーク竹原との連携のもと、就職をめざす障害のある人、障害者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主の方、障害のある人の就労を支援する関係機関の方に対して支援を行います。また、本市においては、「障害者活躍推進計画」の策定と推進を行い、障害の種別に関わらず障害のある人の雇用と働きやすい環境の整備に取り組みます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
障害者雇用の啓発	ハローワーク竹原と連携し、就職ガイダンスやホームページ等を通じた障害者雇用の啓発に取り組み、障害のある人の雇用促進を図ります。
障害のある人の積極雇用事業者の優先導入の実施	建設工事等入札参加資格の認定において、総合評点の算定における加算項目としています。
障害者就業・生活支援センターとの連携	企業に対し、障害者雇用等に関する研修を行います。また、障害のある人が一般就労をされた後、必要に応じ個別支援を行います。
就労継続支援B型事業所との連携による工賃向上等の推進	竹原市障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループに参加しかぐやパンダを活用した事業所の商品販売促進や共同出店等の取組を行い、工賃向上を図ります。

施策名	取組の内容
障害福祉事業所の周知活動	企業の経営者・採用担当者等に障害者雇用を検討してもらうため、就労系障害福祉事業所の周知活動を行い、実際に事業所の利用者の個々の職業能力や必要な支援などを見ることで雇用につながるよう取り組みます。
障害者優先調達推進法の方針策定	障害者優先調達推進法の趣旨に則して方針を策定し、市からの役務や委託業務の発注の促進を図ります。実績についてもホームページで公表します。
障害者活躍推進計画の策定と推進	「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある人を継続して雇用していくとともに、障害の種別等に関わらず、働きやすく、活躍しやすい職場づくりに取り組むための人事管理を推進します。



2-2 移動支援の充実

現状

障害のある人を対象としたアンケート調査では、1週間に数回以上外出する人が6割以上を占め、その目的は買い物や医療機関への受診、通勤・通学など日常生活において必要な行動が中心となっています。また、外出時に困ることとして「公共交通機関が少ない」などが上位に回答されています。

課題

障害のある人が自立と社会参加を促進するためには、障害特性に応じた移動手段の確保や外出の支援なども必要です。

取組の方向

障害のある人の移動手段を確保するために、外出支援などのサービスを継続するとともに、障害のある人をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できる環境づくりに努めます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
多様な移動手段の確保	重度障害のある人へのタクシー券助成、福祉バスの運行、福祉有償運送の促進、障害のある人が様々な場面で利用できる移動手段の確保を図ります。
自動車運転への支援	身体に障害のある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合に係る費用の一部を給付します。
交通・移動等の割引の情報提供	障害のある人へ、旅客運賃や有料道路通行料金の割引等の制度周知に努めます。
公共交通機関の利用促進	障害のある人や高齢者等の外出を支援するため、公共交通機関のあり方や利用しやすい環境整備について、関係機関と検討していきます。

2-3 社会生活能力の向上支援

現状

障害のある人やその保護者を対象とした手当、年金、共済、貸付、税の減免などの各種制度について、ホームページや「広報たけはら」等を通じ周知を図るとともに、新規手帳取得者に対し窓口で制度の情報提供を行っています。

課題

サービス等利用計画に応じたサービスの給付により、地域における自立した在宅生活を支援し、確実な生活能力向上につなげることが必要です。

取組の方向

障害のある人の社会生活能力の向上を支援するために、諸制度の周知、課題やニーズに応じたサービス給付等を行うなど、地域における自立した在宅生活の支援に努めます。また、地域活動センター事業の実施、障害者団体への活動の支援を行います。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
各種制度の周知	広報誌やホームページ、窓口などでニーズに応じた情報提供を行います。
いきいき生活勉強会の開催	地域生活支援ワーキンググループにおいて、いきいき生活勉強会を開催し、障害のある人が社会生活を行ううえで必要な知識の習得を推進します。
障害者団体等への活動支援	障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害者団体、障害者支援グループ等の活動の周知・啓発や活動費の補助などの活動支援に努めます。
自発的活動支援事業の実施	障害のある人が道路や公共施設の美化活動等を行うことにより、社会参加を支援します。
地域活動支援センター事業の実施	障害のある人の社会復帰を目的とする地域活動センターに補助金交付を行います。

2-4 スポーツ・文化芸術活動等の振興

現状

障害のある人もない人も、ともに地域で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、誰もがニーズに応じてスポーツ・レクリエーション、文化等の余暇活動など様々な活動に親しみ、参加できる環境を整えていくことが重要です。

課題

障害に配慮された「活動の機会や場」の充実、誰もが入手しやすい情報発信の促進を図る必要があります。

取組の方向

障害のある人のニーズに応じて、参加しやすい生涯学習の機会の提供、スポーツ・文化活動についての情報提供など、障害の有無にかかわらず、ともに参加し楽しむことができる機会の提供に努めます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
生涯学習における支援サービスの充実	各種講座や創作活動、講演会等の開催に当たっては、障害特性に配慮した会場づくりに努めます。図書館では、館内の書架の配置を考慮し、快適に利用できるよう整備します。また、大活字本及び LL ブック等を購入し、周知・提供していきます。視覚障害のある人や来館が難しい場合でも利用できるように電子図書館サービスを実施します。ボランティアによる広報誌や情報誌の録音資料の発送・受取を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施	スポーツ・レクリエーション教室、ふれあい運動会を実施委託し、障害のある人の社会参加、体力の維持増進を図ります。
スポーツ・レクリエーションの参加機会の創出や指導体制の実施	市民へのパラスポーツの理解を図るとともに指導技術等の習得を図ります。
激励会・表彰等の実施	激励会や表彰を実施することによりパラスポーツ競技者の競技意欲の向上を図ります。

基本目標3 安心して暮らすための支援が充実している

3-1 健康づくりの推進

現状

竹原市第2次健康たけはら 21 に基づき、全ての市民を対象として、母子保健、学校保健・健康増進事業等、ライフステージに応じた市民の健康づくり事業を推進しています。

糖尿病や高血圧等の生活習慣病は脳梗塞による麻痺や視覚障害、慢性腎不全等による生活障害を引き起こします。生活習慣病の発症予防や重症化予防のために、正しい知識の普及啓発を行っています。

課題

障害のある人に対し、普段からの健康管理をはじめ、ライフステージやニーズに配慮した健康の保持・増進支援策の充実が必要です。

取組の方向

障害のある人への疾病の発生予防や早期発見など、普段からの健康づくり・健康管理に向けた取組を推進します。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
健康づくりへの支援	竹原市第2次健康たけはら 21 に基づき、市民の心身の健康づくりを支援します。
日常的な健康管理への支援	各種健康診査の受診率向上に向けた取組や、保健指導などを推進します。
障害の原因となる疾病の予防	生活習慣病の予防、早期発見・早期治療や重症化予防のため、正しい知識の普及啓発、健康診査、健康相談等を充実します。

3-2 医療の充実と福祉との連携

現状

医療的ケアの必要な重度障害のある人に対応できる福祉サービス事業所は、市内では限られており、市外の事業所を利用している状況です。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、本市の障害者福祉施策の中で「保健・医療」が重要だと回答した割合が最も多くなっています。

課題

医療的ケアの必要な重度障害のある人とその家族が地域で安心して生活していくために、訪問診療・訪問看護等，医療面からの支援体制や介護者の介護負担を軽減するため，福祉サービスの充実が求められています。

取組の方向

障害の特性に応じた適切な医療提供ができるよう，医療機関との情報共有などをはじめ，専門機関と連携し，地域医療体制の充実を目指します。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
かかりつけ医・かかりつけ歯科医制度の周知及び充実	障害のある人が地域で安心して暮らすために，研修会や健康診査等の機会を活用し，日常の健康管理や診療を行うかかりつけ医・かかりつけ歯科医制度の周知及び充実を図ります。
在宅医療，訪問看護，救急医療に対応できる医療体制の充実	外出困難な障害のある人や高齢者に対する在宅医療や訪問看護，救急医療に対応できる医療体制の充実に向けて，訪問看護等関係機関の参集によるケア会議や医療機関が参加する連絡会議等において随時連携を図ります。
難病患者等に対する支援	難病患者等の在宅療養上の適切な支援のため，障害福祉サービスの内容の周知や必要なサービスの提供に努めます。
医療的ケアの必要な障害児・者の支援	本人や家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう，状況に応じた専門的ケアやレスパイトなど多様なニーズに対応するため，医療，保健，保育，教育，福祉等の多職種連携の支援体制の充実を図ります。

3-3 精神保健福祉の推進

現状

令和2年度に保健・医療・福祉関係者の協議の場として、竹原市障害者自立支援協議会の精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループを設置しました。

市民を対象としたアンケート調査では、精神障害のある人が困っていたら援助したいと思う人の割合は約6割で、身体障害のある人が困っていたら援助したいと思う人の割合約9割と比べて低くなっており、精神障害への理解や正しい知識の普及啓発が必要です。

課題

生活のしづらさを感じている人が増加しており、関係機関の専門的知識の向上と、福祉的な支援が継続して行われるよう、保健・医療・福祉関係機関との連携が必要です。

取組の方向

精神障害のある人とその家族が、地域の一員として自分らしく暮らすことのできるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を推進します。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
精神障害者地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者の協議の場として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
精神保健事業の充実	障害に応じた健康づくりについて、随時個別に相談を受け助言・指導を行い、障害のある人及び家族の健康づくりを支援します。また、精神保健に関する相談体制の強化を図ります。
退院可能な精神障害者の退院促進	条件が整えば退院可能な精神障害のある人の退院と社会復帰を促進するため、医療機関を含めた関係機関の連携強化など、地域サービス基盤の充実を図ります。
地域移行支援、地域定着支援の実施	精神障害のある人の退院後の住居の確保やその他の地域における生活に移行し、地域生活を継続していくために必要な支援を行います。
精神障害に関する研修会の開催	保健・医療・福祉の関係機関が精神障害に応じた支援ができるよう、専門的な知識を習得するための研修会を開催します。
精神障害者やその家族への支援	精神障害のある人や家族に対する相談窓口の周知を十分行い、専門機関等につなぐとともに、医療機関や相談支援事業所と連携して支援を行います。また、ピアサポート活動や家族のつどいを通し、当事者や家族が安心して生活できるように働きかけます。

3-4 相談支援体制の充実と強化

現状

多様化し増加するニーズに対応するためには、関係機関のより緊密な連携や相談窓口の明確化等、市民が分かりやすく、利用しやすい相談支援体制づくりが必要です。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害福祉サービスを不満に思っている利用者は、「自分に合うサービスがわからない」と「どんなサービスがあるのかわからない」と回答した人の割合が共に約4割となっています。

課題

障害のある人の相談支援は、本人の自己決定の尊重と意思決定への支援により行われ、本人のニーズの充足とともに、社会、経済、文化活動への参加を具体的に実現させるためのものです。相談の個別性に対応するためには、公的制度から市内外のインフォーマルサービスを熟知する専門性とコーディネート力が必要です。障害のある人へのわかりやすい情報提供とケアマネジメントの質の向上が求められています。

取組の方向

障害のある人が地域で暮らす上で、年齢や障害種別等にかかわらず、身近に相談でき、適切な支援に繋がるよう、本市がこれまで培ってきた相談支援体制、地域におけるネットワークを最大限に活かし、様々な相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、障害者自立支援協議会を中心に相談支援体制の充実に引き続き努めます。

具体的な取組

施策名	取組の内容
障害者相談支援事業の充実	障害福祉サービス事業所の情報等を適切かつ効果的に提供し、サービス利用者となる障害のある人が事業所を適切に選択することができるよう、わかりやすい情報提供や計画相談支援の充実に努めます。
地域における相談支援の充実	民生委員・児童委員、介護保険等の関連事業者と連携を図り、障害福祉サービスなど社会資源の情報共有を図るとともに、相談支援を充実します。
身体障害者相談員、知的障害者相談員の周知	心身に障害のある人やその家族からの相談、関係機関との連絡調整、その他社会生活に必要な援助を行うことを目的に、市が委嘱する身体障害者相談員及び知的障害者相談員について、周知に努め活用を図ります。
障害者自立支援協議会の機能強化	地域の関係機関によるネットワークの強化を図るとともに、障害のある人のニーズの把握と福祉サービス提供の課題に関する協議を行い、地域の社会資源の開発に努めます。

3-5 福祉サービス等の充実と円滑な提供

現状

本市は障害のある人が利用する福祉サービスについて、障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付をはじめ、市町村の裁量に基づき実施できる地域生活支援事業についても、利用者からのニーズを把握して多様な事業を行っています。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害福祉サービス利用者の約8割が「障害福祉サービスについて満足している」と回答しています。

課題

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むため、多様化するニーズを考慮しながら、障害特性や生活実態に応じた障害福祉サービスの適切な利用促進と、福祉の人材不足への対応など、サービスの基盤整備が必要です。

取組の方向

サービスを必要とする人が、必要なサービスを適切に利用できるよう、「竹原市障害福祉計画」及び「竹原市障害児福祉計画」に基づき、障害特性に応じた障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
地域生活支援拠点事業の充実	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点事業の充実を図ります。
障害福祉サービス等の周知及び提供	障害のある人が自分に合ったサービスを選択できるよう具体的な情報提供を行うとともに、障害福祉関係事業所等による障害福祉サービスを適切に提供します。
施設入所者に対する地域移行支援	入所施設と連携し、障害のある人自身の意志に基づいた地域生活への円滑な移行を促進します。
サービスの移行連携	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時、サービスや支援者の変更等において、障害分野と高齢分野との連携を図ります。また、移行時は当事者への配慮に努めます。
職員向け研修会の開催	地域生活支援ワーキンググループにおいて、事業所職員向け研修会を開催し、支援者間の連携を深め、支援スキルの向上を図ります。

第2章 障害者計画

施策名	取組の内容
事業者への実地指導等によるサービスの質の向上	事業者への実地指導，苦情解決制度などにより，サービスの質の向上に努めます。
福祉人材の確保	竹原地域社会福祉法人協議会と，大学・専門学校の協力教育機関，市内の県立高等学校，竹原商工会議所と締結している「福祉・介護・保育における人材育成事業に関する包括連携協定」に基づき，人材確保に係る諸課題を共有し，福祉人材の確保に取り組みます。



基本目標4 子供の成長に応じた切れ目のない支援が充実している

4-1 早期発見・フォロー体制・療育体制の充実

現状

一人ひとりの子供が健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要となっています。

アンケート調査によると、こども園や保育所、通所施設などについては「専門的な相談・指導」「友達作りや多様な人との交流」が求められています。

発達につまずきの見られる乳幼児の保護者に対し、関係機関と連携して発達や障害等について正確な情報の提供を行っています。

課題

一人ひとりの生活のしづらさについて、早期に気づき早期に支援を行うためには、関係機関との連携や保育士等が様々な障害の特性を理解するなど専門的知識の習得が必要です。

取組の方向

子供の成長に応じた健診等を行い、早めに発達の課題に気付くことで、一人ひとりの生活のしづらさや個性・能力に応じた支援へとつなげます。それを実現するために、支援者等に対し、継続したスキルアップの機会を提供することで、速やかな支援・切れ目のない支援を目指します。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
乳幼児健康診査、子供の相談による専門機関の受診勧奨	乳幼児健康診査により専門機関の受診が必要と判断した子供の保護者に受診勧奨を行い、障害の早期発見に努めます。
保育士等の研修参加	保育士等に障害のある乳幼児に対する保育のあり方などの研修受講を促し、専門的知識の習得に努めます。
巡回支援事業を活用した専門機関との連携	障害のある乳幼児の早期支援につなげるため、大学教授等によるこども園・保育所の巡回支援を実施します。
育児相談・指導の実施	関係機関と連携を図り、発達等に支援を必要とする乳幼児と保護者に対して育児相談・指導を実施します。
小・中・義務教育学校教職員への障害のある人や子供に関する研修の充実	市主催の研修を実施するなど、障害特性やそれに応じた指導・支援の方法などを学ぶ機会をつくとともに、特別支援学級における適切な教育の実施に向けた研修を実施します。
巡回支援専門員整備事業の実施	巡回支援専門員がこども園等を訪問し、支援担当者に助言を行うことにより、子供の特性に応じた支援方法や環境づくりが行えるよう支援します。

4-2 特別支援教育等の充実

現状

竹原市特別支援教育相談委員会を開き、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の就学について話し合い、子供の障害に適した教育環境が整備できるよう努めています。

特別支援学級において障害特性に応じた指導方法の工夫や通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒へ充実した支援・指導を行うために、研修や学校訪問指導などを行い、教職員の指導力の向上に向け取り組んでいます。

課題

アンケート調査によると、療育や教育に関する相談について望まれることとして、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」が半数を占め、4割の人が「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」と回答しています。子供に対する適切な指導を行うだけでなく、保護者に対し相談に乗り、助言をすることも求められています。

取組の方向

一人ひとりの障害特性や発達段階に応じた支援や保護者に対する助言を行うために教職員等の障害に対する理解を深め、実践に結び付けていきます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
障害のある子供の受け入れ体制の整備	個別のニーズに応じて、加配保育士や介助員を配置し、障害のある子供の受け入れを行っています。市内こども園・保育所・放課後児童クラブ等において、バリアフリー化など施設機能の充実や児童生徒への適切な対応について研修を実施し、障害のある子供の受け入れ体制を整えます。
特別支援教育の推進	特別支援学級における障害特性に応じた指導方法の工夫等や通常の学級における特別な支援を要する児童生徒への支援・指導の充実に向け研修や学校訪問指導等を通し、教職員の指導力の向上を図ります。
研修等による教職員等の育成	特別支援教育担当者、教頭等を対象とした市主催の研修会を計画的に実施し、教職員の専門性の向上をめざします。また県主催の研修を多くの教職員が受講し、市全体における特別支援教育の充実を図ります。

4-3 ライフステージに応じた支援

現状

障害のある幼児の就学や、児童生徒の就学・進学など、子供のライフステージに応じた切れ目のない支援が求められているため、各ライフステージにおける関係機関が共通の理解を持ち連携し支援を行っています。

就学後に支援が必要であると見込まれる幼児の就学前には、保護者を対象とした就学前相談会を開催し、保護者へ就学に関する情報提供やサポートファイルの周知・配布等を行っています。

サポートファイルとは？ ※広島県ホームページより

障害のある人は、成長していく過程で、福祉、医療、教育など様々な分野の機関や専門家などの支援を受けています。

このサポートファイルは、子供の生育歴など詳細かつ正確な情報を記録する広島県内共通の様式であり、支援者が変わっても一貫性のある支援を可能にするためのツールとして誕生しました。

■ サポートファイルにできること

- 障害のある人の成長過程、支援内容など、過去から現在にかけての本人に関する情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- 保護者が病院、学校、福祉施設などで同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- 保護者の監護能力が低下し、または死亡したときなどに、支援者に対し必要な情報提供ができます。
- このようなことから、障害のある人の理解の促進につながり、本人の生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられるようになります。

課題

アンケート調査によると、障害のある子供の保護者のうち、半数がサポートファイルについて「利用している」「名前も内容も知っている」と回答しましたが、約4割の人が「名前も内容も知らない」と回答しています。必要な情報を各ライフステージの新たな支援者に繋げ、一貫した切れ目のない支援を行うためには、保護者にサポートファイルを利用してもらえるよう周知を図る必要があります。

取組の方向

障害のある子供に対して、その実態に応じた支援を行う体制を整備するため、小・中学校職員、保育士などを対象とした研修会を開催し支援能力向上を目指します。

サポートファイルについて、市広報や就学前相談会だけでなく、様々な場で周知を行い、保護者に適した使用方法などを説明し、利用を推進します。

具体的な取組

施策名	取組の内容
就学前相談の充実	関係機関と連携し、就学前児童の実態を踏まえた保護者対象の就学前相談会を開催し、保護者へ就学に関する情報提供等を行います。また、保育所等訪問を実施し、就学前の幼児の実態把握に努めます。

第2章 障害者計画

施策名	取組の内容
サポートファイル啓発活動	市広報、ホームページ等でサポートファイルの周知を図るとともに、サポートファイル学習会を開催します。
発達障害児（者）に対する支援体制の整備	障害福祉サービス事業所職員、こども園・保育所職員及び市内小・中学校職員・介助員を対象に研修会の実施及び年長児の保護者を対象に就学前相談会を開催します。
ライフステージ移行個別支援会議の開催	特別支援学校等を卒業する生徒が円滑に地域社会に移行できるようライフステージ移行支援会議を開催・参加します。



基本目標5 誰もが暮らしやすいまちになっている

5-1 住みよい環境づくりの推進

現状

障害のある人をはじめ、全ての人々が尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。本市では、各種法令に基づき道路や公共施設のバリアフリー化を進めています。

課題

アンケート調査では、外出するときに困ることとして、「道路や建物の段差などが移動しにくい」、「外出先の建物の設備が不便」などが多くなっており、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要です。

取組の方向

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、また、社会参加の幅が広がるよう、公共施設や公園など、ユニバーサルデザインの考え方のもと、生活空間のバリアフリー化を推進します。また、「広島県福祉のまちづくり条例」等に基づき、事業者に対して必要な指導・助言を行います。

具体的な取組

施策名	取組の内容
配慮あるまちづくりの総合的な推進	全ての人々が安心して快適に利用できるよう、公共施設や歩道等のユニバーサルデザイン化を進め、総合的な福祉のまちづくりを進めます。
広島県福祉のまちづくり条例に基づいた生活環境の整備	障害のある人をはじめ、市民が利用する公共施設については、広島県福祉のまちづくり条例に基づいた施設機能の充実を図ります。既存の公共施設、公園について、バリアフリーに関する点検を行い必要に応じて改修、整備に取組みます。また、事業者に対して必要な情報の提供や技術的な助言を行います。
思いやり駐車場利用証の交付	広島県と連携し思いやり駐車場利用証を交付し障害者専用駐車場スペースの確保を図るとともに制度の周知を図ります。

5-2 情報のバリアフリーの推進

現状

情報化社会の進展により、情報入手の方法は多種多様となっていますが、障害のある人に必要なサービスなどの情報が正しく伝わり、その情報を活用して安心・安全に暮らせるよう、誰もが入手しやすく、分かりやすい情報提供の推進に努めています。

アンケート調査では、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先として、「家族や親戚，友人，知人」，「本や新聞，雑誌の記事，テレビやラジオのニュース」，「行政機関の広報誌」などが多くなっています。

課題

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要であり、障害の特性に配慮した一層の工夫と細やかな情報提供が求められています。

取組の方向

障害のある全ての人に、必要な情報がよりの確にわかりやすく伝わるよう、情報提供の方法や媒体、情報提供体制の充実を図ります。

具体的な取組

施策名	取組の内容
配慮ある情報提供	市の発行物については、適切な文字の大きさ、配色、分かりやすい表現方法に配慮します。また、ボランティアによる点訳や音訳を実施します。ホームページについては、コントラストや色覚特性等のチェックを行い誰もが閲覧しやすいホームページを構築します。
意思疎通支援事業による手話奉仕員等の派遣	聴覚障害のある人等を対象に、手話奉仕員の派遣、要約筆記奉仕員の派遣を行います。

5-3 防災・防犯・交通安全対策の推進

現状

災害が発生した場合、速やかに対応するために、障害に配慮した避難場所の確保が求められるとともに、防災関係機関との連携体制を整えておくことが必要です。日頃から災害に備え、情報の共有を図ると同時に、災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、要支援者と地域組織との日常的な関係づくりが大切です。また、「竹原市安全なまちづくり推進条例」や「竹原市交通安全計画」に基づくまちづくりを推進します。

課題

アンケート調査では、災害時の避難については、自力で「避難できる」人は約4割程度みられますが、障害や等級によっては「避難できない」人も多くみられるため、避難を支援する体制の整備が必要です。また、地域における避難支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を平時から活用できるよう支援者へ配布しておく必要があります。

取組の方向

障害のある人の災害時避難支援対策を推進するとともに、日頃からの防災や防犯についての啓発や情報の提供など、障害のある人を地域で守る体制の強化に努めます。また、感染症対策も含めた、福祉避難所等の体制整備に取り組みます。

具体的な取組	
施策名	取組の内容
障害のある人に対する災害時避難支援等の充実	地域防災計画に基づき、災害発生時に支援が必要な高齢者や障害のある人など、避難行動要支援者の所在を把握し、関係機関で情報を共有するとともに、災害時に地域の協力・支援が得られる体制づくりに努めます。また、災害時の情報伝達において遺漏ない対応が図れるよう、意思疎通や情報収集が困難な障害のある人に対し、特性に応じた伝達方法で周知します。
避難所等における支援	福祉避難所の充実など、障害特性に応じた配慮を行います。また、感染症対策も含めた避難先の支援体制を整備します。
感染症対策に係る体制整備	広島県、関係団体と連携した感染症発生時の支援・応援体制を構築します。
地域の防犯の取組みの促進	広報誌、ホームページに防犯に関する記事を掲載し、防犯意識の高揚を促し注意喚起を図ります。防犯組合連合会が実施する防犯パトロール等の実施を推進します。

第2章 障害者計画

施策名	取組の内容
交通安全対策の促進	点字ブロックの補修など障害のある人が安全に歩行できる環境整備に努めるなど竹原市交通安全計画に基づく道路の交通安全施策を推進します。また、広報誌への掲載や交通安全街頭キャンペーンの実施による交通安全の普及啓発を行います。
ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	配慮や援助が必要な人が日常から身につけておくことで、緊急時や災害時に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるよう広島県が作成したヘルプマーク、ヘルプカードを配付します。



第3章 第6期障害福祉計画

第1節 第5期障害福祉計画の実績と評価

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【目標と実績】

国の基本指針に則り、平成28年度末時点における施設入所者のうち、令和2年度末までに地域生活へ移行する人数を6人（10.5%）以上とし、令和2年度末の施設入所者については、平成28年度末時点57人から2人（3.5%）以上削減することを目標としました。

項目	実績		目標
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活移行者数	1人	0人	—
地域生活移行者数(累計)	—	1人	6人
施設入所者数	57人	56人	55人
施設入所者の削減数	0人	1人	2人

【評価】

令和元年度までに地域生活へ移行した人数は1人でした。また、施設入所者は令和元年度は56人で、削減数は1人となっています。介護者の高齢化や障害の重度化、障害児の施設から成人の施設への移行など、施設入所者が増加する要因への対応とともに、地域生活への移行の環境整備が必要です。

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標と実績】

国の基本指針に則り、令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を市内に設置することを目標としました。

令和2年度から、障害者自立支援協議会の精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループを設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っています。

【評価】

障害者自立支援協議会の精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループでは、未治療・治療中断等の精神障害のある人の訪問支援や精神障害のある人の退院後支援の実施について、検討を行いました。相談支援だけでなく、精神障害のある人の家族支援事業や普及啓発などに取り組みます。

成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

【目標と実績】

国の基本指針に則り、相談・体験の機会・緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域支援拠点等を市内に整備することを目標としました。

障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点等整備ワーキンググループで協議し、令和2年度から「竹原市地域生活支援拠点事業」として相談、緊急時の対応等について、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制の構築を図り、事業を実施しています。

【評価】

地域生活支援拠点等整備ワーキンググループで、地域生活を支援する拠点として必要な機能の内容について協議し、機能の充実に向けた検討を行う必要があります。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行

【目標と実績】

国の基本指針に則り、令和2年度に福祉施設から一般就労へ移行する人数は2人、就労移行支援事業の利用者数は14人、就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数を1か所とすることを目標にしました。

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を令和元年度、令和2年度それぞれ100%とすることを目標にしました。

項目	実績		目標
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	2人	4人	2人
Aのうち、就労移行支援及び就労継続支援以外の福祉施設利用者数	0人	0人	0人
年度末時点の就労移行支援事業利用者数	5人	4人	14人
就労移行支援率が3割以上の就労移行支援事業所数	1か所	1か所	1か所
就労定着支援による職場定着率	—	100%	100%

【評価】

福祉施設から一般就労への移行について、令和元年度における実績は44人でした。就労移行支援事業の利用者は令和元年度末は4人でした。また、市内の就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所は令和元年度は1か所でした。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率は、令和元年度は100%となり、目標を達成しました。

一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の利用に取り組む必要があります。

第2節 令和5年度に向けた成果目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応する必要があります。この計画においては、令和5年度を目標年度として、国の指針を踏まえ、竹原市第5期障害福祉計画の実績や地域の実情に応じて、次のように成果目標を設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を令和元年度末時点から令和5年度末までに1.6%以上削減する。

【目標の設定】

竹原市第5期障害福祉計画の実績や、障害のある人を対象としたアンケート調査の地域生活へ移行ニーズ等や本市の実情を踏まえ、令和5年度末時点までに地域生活へ移行する人数を2人(3.6%)とし、令和5年度末の施設入所者数は令和元年度末時点の施設入所者の56人を超えないことを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数(A)	56人	令和2年3月末の数
令和5年度施設入所者数(B)	56人	令和5年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】削減見込(B-A)	0人	差引増減見込数
【目標値】地域生活移行者数	2人	令和5年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

成果目標2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

- ・地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標の設定】

令和2年度に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会地域生活支援拠点等整備ワーキンググループにおいて定期的に運用状況を確認し検討及び検証を行い、機能の充実・強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 運用状況の検証及び検討回数	年1回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- ・福祉施設利用者のうち、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【目標の設定】

平成30年4月から令和2年3月までに、6人が福祉施設から一般就労へ移行しています。令和5年度末までに福祉施設から一般就労に移行する人数を年間6人（1.50倍）とし、内訳として、就労移行支援事業から1人、就労継続支援A型事業から4人（1.33倍）、就労継続支援B型事業から1人（1.00倍）とします。

令和5年度における一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合を66.7%（2人）とします。

項目	【実績】 令和元年度	【目標値】 令和5年度	比率
一般就労移行者数(A)	4人	6人	1.50倍
就労移行支援	0人	1人	—
就労継続支援A型	3人	4人	1.33倍
就労継続支援B型	1人	1人	1.00倍
Aのうち就労を継続する期間が6ヶ月経過したもの(B)	2人	3人	
Bのうち就労定着支援事業の利用者数	0人	2人	66.7%
就労定着支援事業所数(C)	0か所	0か所	
Cのうち就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	0%	—

※福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援(A・B)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【目標の設定】

総合的・専門的な相談支援，地域の相談支援体制の強化を図るため，委託相談支援事業所と連携を図り，相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

- ・令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標の設定】

市職員が障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加するとともに，障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に向けて取り組みます。



第3節 障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保の方策

障害のある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、障害福祉サービスの充実に引き続き取り組むことが重要です。

アンケート調査では、障害のある人の7割が地域での暮らしを希望しており、地域での生活において必要な支援として、住みやすい住居の確保や在宅での医療ケア、在宅サービスの充実が求められています。

こうしたアンケート調査結果や障害福祉サービス等の社会資源及び竹原市第5期障害福祉計画の実績等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス等のサービス量を見込み、その確保に努めます。

（1）訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	障害のある人の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害のある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

② 見込量

居宅介護では、平成30年度から令和2年度にかけて増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

重度訪問介護、同行援護、行動援護は、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間/月	754	426	429	504	519	534
	人/月	31	30	30	36	37	38
居宅介護	時間/月	374	398	426	465	480	495
	人/月	26	26	28	31	32	33

重度訪問介護	時間/月	370	1	0	5	5	5
	人/月	1	1	0	1	1	1
同行援護	時間/月	2	7	3	14	14	14
	人/月	1	2	2	3	3	3
行動援護	時間/月	8	20	0	20	20	20
	人/月	3	1	0	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(注)平成30年度・令和元年度は実績(平均)。令和2年度は9月実績。以下同様。

③ 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込み量を確保できるよう、サービス提供に関わる事業所・人材を育成するため、技術・知識の向上を目的とした研修会等の情報提供を行うなど、より質の高いサービスを提供できるように支援します。また、高齢の障害のある人が切れ目なく必要な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービスとの連携の強化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害のある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害のある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

第3章 第6期障害福祉計画

② 見込量

これまでの利用実績及び令和2年度の見込みをもとに第6期の見込み量を設定しました。生活介護は、市内事業所の統廃合もあり、今後も増加が見込まれます。就労継続支援B型以外の就労系のサービスは、平成30年度から令和2年度までの期間において増加しており、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

就労継続支援B型、療養介護、短期入所は、減少傾向にありますが、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,508	1,494	1,470	1,680	1,701	1,722
	人/月	73	72	72	82	82	82
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	20	0	23	23	23
	人/月	0	1	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	18	52	92	81	81	81
	人/月	2	4	8	7	7	7
就労移行支援	人日/月	87	65	187	120	120	120
	人/月	7	4	10	8	8	8
就労継続支援A型	人日/月	250	251	258	330	330	330
	人/月	13	13	14	15	15	15
就労継続支援B型	人日/月	1,979	1,969	1,886	1,950	1,950	1,950
	人/月	106	103	99	100	100	100
就労定着支援	人/月	1	1	0	2	2	2
療養介護	人/月	14	14	13	13	13	13
短期入所 (福祉型)	人日/月	115	83	80	80	80	80
	人/月	19	17	16	17	17	17
短期入所 (医療型)	人日/月	5	5	3	6	6	6
	人/月	1	1	1	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

今後もサービス必要量の把握に努め、サービス提供体制の充実・強化を図り、障害特性や、ライフステージに応じた日中活動の場を提供します。また、人材を育成するため、技術・知識の向上を目的とした研修会等の情報提供を行うなど、より質の高いサービスを提供できるように支援します。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

② 見込量

自立生活援助は市内、近隣市に事業所がないため、利用はありませんでした。施設入所支援は、これまでの利用実績及び令和2年度の見込みのもと、国の指針を踏まえて、見込量を設定しました。共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者の地域移行を進めるため、今後人数が増えるものと考え見込量を設定しました。

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	38	39	38	38	40	40
施設入所支援	人/月	56	56	57	58	57	56

第3章 第6期障害福祉計画

③ 見込量確保のための方策

施設入所支援については、障害のある人の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている現状ですが、現状のサービス支援体制を確保しながら、国の指針を踏まえた成果目標に沿って地域生活への移行を進めます。地域生活への移行を進めるにあたっては、共同生活援助（グループホーム）の設置の推進、体験利用や相談等の支援を行います。

(4) 相談支援

① サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

② 見込量

計画相談支援は、平成30年度から令和2年度にかけて増加しており、障害福祉サービス受給者の伸び等も踏まえ見込量を設定しました。また、施設や精神科病院等からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援と地域定着支援を実施します。

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	40	45	53	50	55	60
地域移行支援	人/月	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	0	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

障害のある人の自立した生活を支援し、適切なサービス利用ができるよう、相談支援の質を向上するための人材育成、関係機関との連携の強化に努めます。地域移行支援及び地域定着支援については、精神障害者地域包括ケアシステムワーキングにおいて精神科病院等に入院している人の利用意向を把握し、ニーズに対応できるよう努めます。

(5) 発達障害者等に対する支援

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子供の発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について検討します。

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	3人
ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	3人

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一人として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数	12回	12回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	11人	11人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設置及び評価の実施回数	1回	1回	1回

② 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助の利用者数	13人/月	13人/月	13人/月
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

なお、令和5年度の精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、県が算定した5人と見込みます。

第3章 第6期障害福祉計画

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

委託相談支援事業所の機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	20件/年	20件/年	20件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	23件/年	23件/年	23件/年
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	95回/年	95回/年	95回/年

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

広島県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員が積極的に参加します。また、障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加に伴い、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できているかを検証するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に向けて取り組めます。

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を 事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数	検討	検討	体制有
	—	—	1回/年

第4節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、障害のある人や児童が地域で自立した日常生活や社会生活などを営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズなどを踏まえ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

① 事業の内容

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、社会活動、ボランティア活動など)を支援します。
	相談支援事業	障害のある人等に対応した一般的な相談支援を行います。地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害によって、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
	移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害のある人のために、外出のための支援を行います。一人で外出することが困難な障害のある人の余暇活動等、社会参加のための移動を支援します。
任意事業	地域活動支援センター事業	障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域生活支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。
	福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で、家族との同居や住居の確保が困難な障害のある人(常時の介護や医療を必要とする場合を除く)に対し、低料金で居室や設備を提供します。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人や児童の日中における活動の場を提供します。

第3章 第6期障害福祉計画

② 見込量

相談支援事業は現状の体制を維持します。

日常生活用具給付等事業は、平成30年度から令和元年度にかけて増加しているため、今後も伸びていくと考えて見込量を設定します。

日中一時支援事業は、減少傾向にありますが、今後も一定の利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

事業名	単位	第5期実績			第6期見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	3	3	3	3	3	
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	実利用人数(人/年)	1	1	1	2	2	2	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有	
支 援 事 業 意 志 疎 通	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数(件/月)	5	2	2	2	2	2
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	1	1	2	2	2	2
	自立生活支援用具	給付件数/年	2	3	2	2	2	2
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	2	3	4	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	3	2	1	2	2	2
	排泄管理支援用具	給付件数/年	869	877	790	840	840	840

	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数/年	1	1	1	2	2	2
	手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人/年)	0	0	0	2	0	2
	移動支援事業	実利用者数(人/月)	13	10	5	7	7	7
		延利用時間数(時間/月)	53	42	30	30	30	30
	地域活動支援センター事業	か所数	2	2	2	1	1	1
		利用者数(人/月)	71	72	72	64	64	64
	福祉ホーム事業	か所数	0	0	0	0	0	0
		利用者数(人/月)	0	0	1	1	1	1
	日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	24	23	20	20	20	20
		延利用日数(日/月)	249	156	114	130	130	130

※竹原市では福祉ホームは運営しておらず、他市町が運営している福祉ホームへの入居者を見込んでいます。

③ 見込量確保のための方策

障害のある人が年齢や障害種別にかかわらず、身近に相談でき、適切な支援に繋がるよう、相談支援事業を円滑に実施するとともに、地域におけるネットワークを最大限に活かし、障害者自立支援協議会等による関係機関との連携を強化します。

日常生活用具給付等事業及び日中一時支援事業については、増加すると見込んだ量を確保するため、提供体制を確保します。

手話奉仕員養成研修事業は引き続き実施し、人材の育成に努めます。

第4章 第2期障害児福祉計画

第1節 第1期障害児福祉計画の実績と評価

成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

【目標と実績】

国の基本指針に則り、児童発達支援センターを市内又は圏域内に少なくとも1か所設置すること、また、市内において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築と、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所確保すること、医療的ケア児支援の関係機関の協議の場を平成30年度末までに市内又は圏域内に設置することを目標としました。

保育所等訪問支援については、令和元年度まで実施事業所がありましたが、ニーズがないため、現在は実施しておりません。児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等について、利用者が見込まれないため、利用できる体制の確保には至っていません。

医療的ケア児支援の関係機関の協議の場として、平成30年度から広島県障害者自立支援協議会の圏域ブロック会議を利用しています。

【評価】

重症心身障害児がサービス利用を必要としたときに備え、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保に向けて取り組むとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制が必要です。

第2節 令和5年度に向けた成果目標

障害児の健やかな育成を支援するため、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等サービス、医療的ケア児への支援など障害児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、令和5年度を目標年度として、国の指針を踏まえ、竹原市第2期障害児福祉計画の実績や地域の実情に応じて、次のように成果目標を設定します。

成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【目標の設定】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、令和5年度末時点までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所の確保について取り組みます。

また、現在、医療的ケア児支援のための圏域ブロック会議が設置されていますが、より身近な地域での支援体制の構築に向け、市内での医療的ケア児支援の協議の場の設置に取り組むとともに、コーディネーターを活用した取組を進めていきます。

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	原則、各市町に少なくとも1か所設置する(市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置を目指す)
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	全ての市町において利用できる体制を構築する
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	原則、各市町に少なくとも1か所確保する(市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指す)
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等サービス事業所の設置数	1か所	原則、各市町に少なくとも1か所確保する(市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指す)
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	

第3節 障児通所支援等の見込量及び確保方策

障害のある児童とその家族が、身近な場所で障害種別や年齢別等のニーズに応じた支援を受けられることができるよう、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築が重要です。アンケート調査では、障害のある児童とその家族を対象とした設問において、通所型の施設やサービスについて、専門的な相談・指導や友達づくりや色々な人との交流を希望する割合が高くなっています。

アンケート調査結果や障児通所支援等の社会資源及び竹原市第1期障児福祉計画の実績等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における障児通所支援等のサービス量を見込み、その確保に努めます。

(1) 障児通所支援等

① サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障児相談支援	障児通所支援等を利用するすべての障害のある児童を対象に、給付決定又は給付決定の変更前に、障児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を総合調整する人のことです。

② 見込量

児童発達支援・放課後等デイサービスは利用希望が多いサービスのため、今後も一定のサービス利用があると考え見込量を設定します。医療型児童発達支援・保育所等訪問支援は利用者・利用希望者のニーズを踏まえ見込量を設定します。

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	54	59	72	72	72	72
	人/月	15	15	21	19	19	19
医療型児童発達支援	人日/月	14	4	5	2	2	2
	人/月	2	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	188	214	222	220	220	220
	人/月	29	33	35	42	42	42
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	0	1	1	1
	人/月	1	1	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	1	3	6	9	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人	1	2	2	2	2	2

③ 見込量確保のための方策

市内の児童数は減少傾向にあります。障害の早期発見・早期療育に取り組み、適切なサービス利用ができるよう関係機関の連携の強化に努めます。また、多様化する障害を見逃さず支援に繋ぐことのできる人材を育成するため、障害に対する知識を深めることを目的とした研修会等を行うなど、人材育成に努めます。

第4章 第2期障児福祉計画

(2) 子供・子育て支援等の利用ニーズと提供目標

障害のある児童の子供・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所等における障害のある児童の受け入れの体制整備に努めます。

種別	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所・認定こども園	人	5	8	9	9	9	9
放課後児童健全育成事業	人	27	21	22	22	22	22

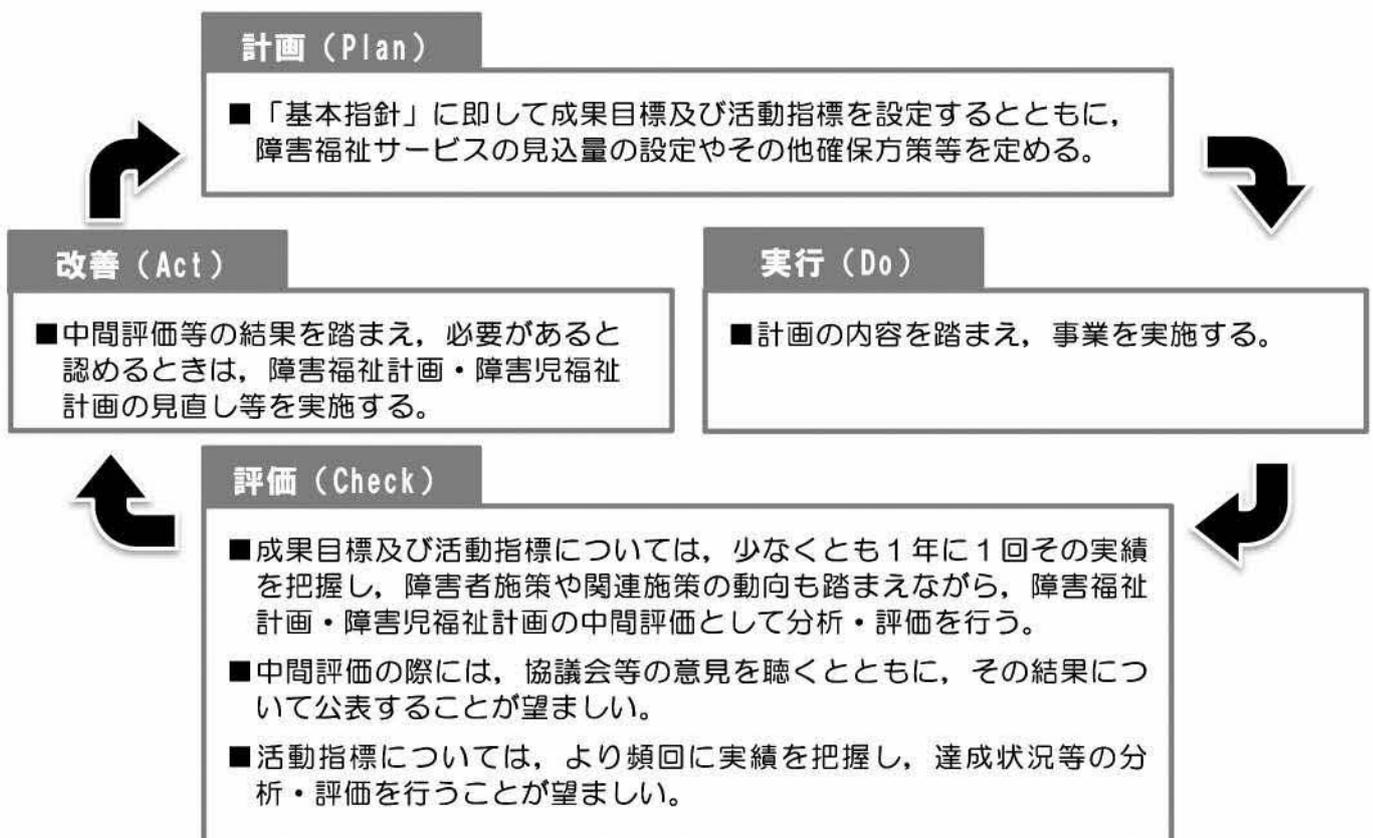


第5章 計画の推進体制

第1節 PDCAサイクルの推進

障害者計画の事業の進捗状況，障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標及び活動指標について，1年に1回その実績を把握し，障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら，計画の中間評価として，分析・評価を行い，必要があると認めるときは，計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



第2節 当事者参画の推進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

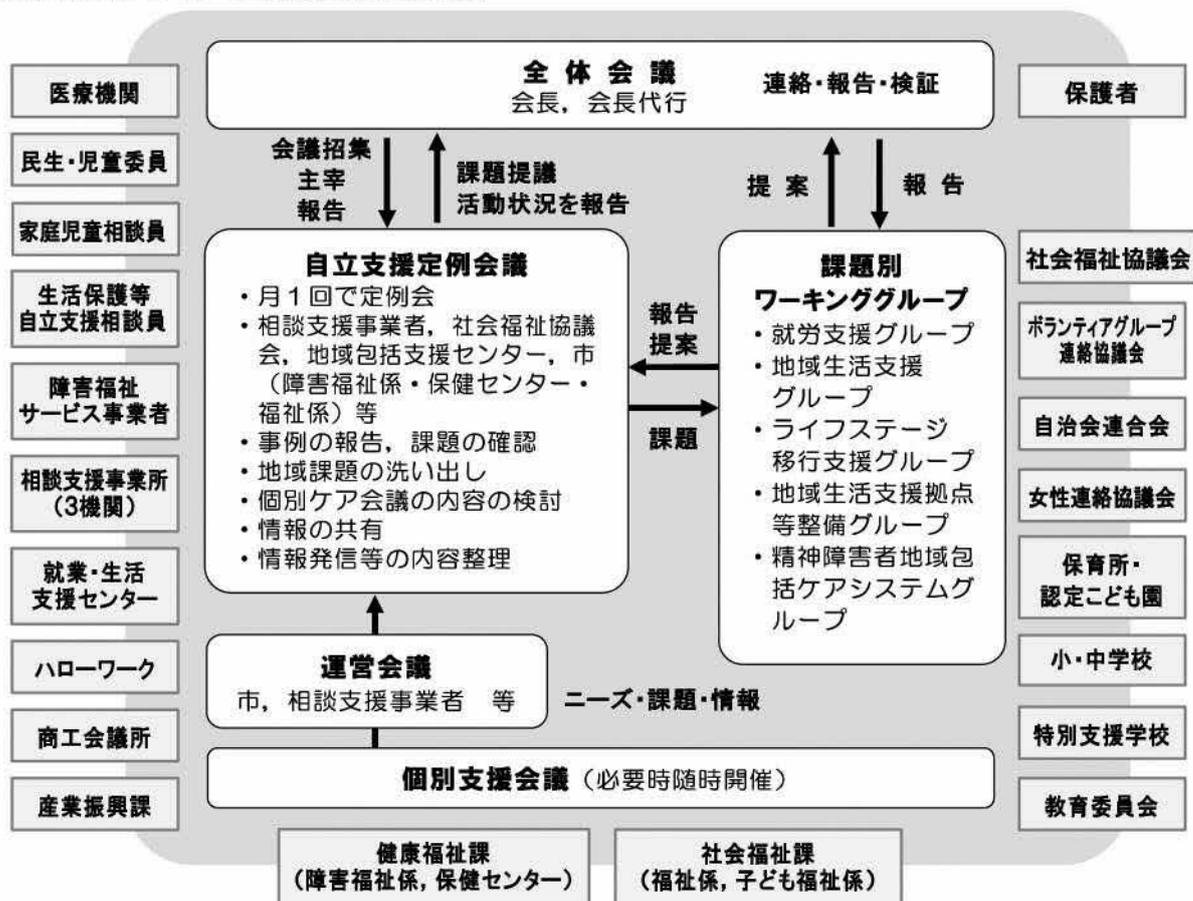
第3節 計画の普及・啓発

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

第4節 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「竹原市障害者自立支援協議会」に報告を行い、意見等を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めていきます。

■竹原市障害者自立支援協議会の構成



第6章 資料編

竹原市障害者計画策定委員会

(1) 竹原市障害者計画策定委員会設置要綱

竹原市障害者計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく竹原市障害者計画を策定するため、竹原市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な調査、研究及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者及び障害者団体の構成員
- (2) 社会福祉施設等の関係者
- (3) ボランティア団体の関係者
- (4) 事業所の代表者
- (5) 公共的団体の代表者
- (6) 医療機関の代表者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって委嘱又は任命を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部健康福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定による委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条の第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(竹原市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 竹原市障害者計画策定委員会設置要綱（平成16年竹原市告示第88号）は、廃止する。

第6章 資料編

附 則（令和2年5月20日告示第68号）
この告示は、令和2年5月20日から施行する。

（2）竹原市障害者計画策定委員会会員名簿

団 体 名	氏 名	備 考
竹原地区医師会	城原 直樹	
竹原商工会議所	柿本 弥生	
竹原市社会教育委員会議	岩本 正則	
竹原市社会福祉協議会	竹田 勝也	
竹原市自治会連合会	清田 英機	
竹原市女性連絡協議会	竹下 純子	
竹原身体障害者福祉協会	向井 由美	
竹水会	竹田 博	
竹原市手をつなぐ育成会	高下美智江	
社会福祉法人 聖恵会	遠部 敦也	
社会福祉法人 中国新聞社会事業団	忠保 由香	
医療法人 社団 恵宣会	黒川 綾子	令和2年12月31日まで
医療法人 社団 恵宣会	中本 佳子	令和3年1月1日から
竹原市民生委員児童委員協議会	新庄谷艶子	
竹原市ボランティアグループ連絡協議会	能川 忠則	
市職員	久重 雅昭	

竹原市障害者計画策定連絡会議

竹原市障害者計画策定連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 竹原市障害者計画の策定にあたり、市行政内部の連携を図るため、竹原市障害者計画策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市長部局

副市長，福祉部長，総務課長，企画政策課長，財政課長，危機管理課長，産業振興課長，地域づくり課長，市民課長，社会福祉課長，健康福祉課長，建設課長，都市整備課長

(2) 教育委員会

総務学事課長，文化生涯学習課長

2 連絡会議には、必要に応じ関係者の出席を要請するものとする。

(会長)

第3条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長を，副会長は福祉部長をもって充てる。

3 会長は連絡会議を代表し，会務を総理し，会議の議長となる。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議の会議は，必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は，福祉部健康福祉課において処理する。

附 則（平成25年1月22日施行）

この要綱は，平成25年1月22日から施行する。

附 則（令和2年5月20日施行）

この要綱は，令和2年5月20日から施行する。

第6章 資料編

障害者計画策定連絡会議の構成分野

○市長部局

部 署	分 野 別
副市長	総括
福祉部長	総括
総務課長	統計，人材確保，関連分野
企画政策課長	総合計画（基本構想，基本計画），啓発・広報，関連分野
財政課長	財政運営，関連分野
危機管理課長	防災，交通安全，防犯，関連分野
産業振興課長	雇用，就業，関連分野
地域づくり課長	人権推進，関連分野
市民課長	医療年金，関連分野
社会福祉課長	社会福祉，児童福祉，ボランティア活動，関連分野
健康福祉課長	保健・福祉・医療サービス，相談体制，啓発・広報，移動ニーズへの支援方策，情報収集・提供，総合的な福祉のまちづくり，障害者団体の活動支援，精神障害者福祉，関連分野
建設課長	歩行空間の整備，公共交通機関用の利便性，総合的な福祉のまちづくり事業，関連分野
都市整備課長	歩行空間の整備，公共交通機関用の利便性，建築物の整備，住宅供給等，公園等オープンスペースの整備，総合的な福祉のまちづくり事業，関連分野

○教育委員会

部 署	分 野 別
総務学事課長	教育相談，就学体制，特別支援教育，福祉教育，関連分野
文化生涯学習課長	スポーツ・レクリエーション・文化活動，関連分野

竹原市障害者自立支援協議会

(1) 竹原市障害者自立支援協議会設置要綱

竹原市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 竹原市における身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者（以下「障害者」という。）の総合的な自立支援の方策について幅広く検討を行うなど、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として竹原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 竹原市障害者計画・障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者の地域生活移行を推進するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障害を理由とする差別を解消するために必要な事項を取り扱う。

(構成)

第3条 協議会は、23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体、法人及び行政機関等から市長が委嘱又は任命した者により構成する。

- (1) 当事者団体
- (2) 事業者
- (3) 医療機関
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 相談支援事業者
- (6) ボランティア団体
- (7) 公共的団体
- (8) 就労・雇用関係代表
- (9) 民生・児童委員代表
- (10) 教育関係代表
- (11) 市

3 協議会に会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催するものとする。

- (1) 全体会議
- (2) 障害者地域自立支援定例会議

3 会長は、必要と認めるときは、会議において第3条第2項に規定する委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課障害福祉係が処理する。

2 障害者地域自立支援定例会議の庶務の全部又は一部は、竹原市障害者相談支援事業実施要綱第2条に規定する受託者において処理する。

第6章 資料編

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、課題に対する専門的な調査及び検討を行うためワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの種類及び構成員は、協議会において定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 この告示の施行後最初に招集すべき協議会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成20年4月1日告示第47号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第32号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第72号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月6日告示第14号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 竹原市障害者自立支援協議会委員名簿

選出区分	所 属	委 員
当事者団体代表	竹原市身体障害者福祉協会	向井 由美
	竹水会	竹田 博
	竹原市手をつなぐ育成会	高下美智江
事業者代表	社会福祉法人中国新聞社会事業団 中国芸南学園	金森 勝彦
医療機関代表	竹原地区医師会	井口 哲彦
社会福祉事業関係代表	社会福祉法人 竹原市社会福祉協議会	竹田 勝也
相談支援事業者	竹原地域障害者生活支援センター聖恵	赤谷久仁恵
	地域支援センター まいらいふ	寺本 誠子
	地域生活支援センター 365	石原 裕子
ボランティア代表	竹原市ボランティアグループ連絡協議会	能川 忠則
公共的団体の代表者	竹原市自治会連合会	清田 英機
	竹原市女性連絡協議会	山元 禮子
就労・雇用関係代表	広島西条公共職業安定所竹原出張所	重吉 智恵
	竹原商工会議所	大植美津香
	広島中央障害者就業・生活支援センター	畝 大樹
民生・児童委員代表	竹原市民生委員児童委員協議会	角本 松樹
教育関係代表	三原特別支援学校	多田 麻美
市	社会福祉課	沖本 太
	総務学事課	吉本 康隆
	健康福祉課（事務局）	森重 美紀

計画策定の経過

日 時	内 容
令和2年 6月	庁内関係各課ヒアリング調査の実施 サービス提供事業所及び団体調査
7月	アンケート調査の実施（回答期限：7月22日） 関係支援機関調査
9月 10日	精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループワーク ショップ
14日	地域生活支援ワーキンググループワークショップ
16日	就労支援ワーキンググループワークショップ
18日	ライフステージ移行支援ワーキンググループワークショップ
10月 1日	第1回竹原市障害者計画策定委員会 第1回竹原市障害者自立支援協議会 ・会長等の選出 ・竹原市障害者計画の概要、アンケート調査の結果報告
12月24日	第2回竹原市障害者計画策定委員会 第2回竹原市障害者自立支援協議会 ・竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第 2期障害児福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
12月28日 ） 令和3年 1月 26日	パブリックコメントの実施
3月 11日	第3回竹原市障害者計画策定委員会 第3回竹原市障害者自立支援協議会 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第 2期障害児福祉計画（案）の最終確認
3月 末日	竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期 障害児福祉計画の策定

持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念としています。

本市の障害者計画の各施策を推進することにより、主に「3.保健」「4.教育」「8.成長・雇用」「10.不平等」「11.都市」「17.実施手段」の開発目標の達成に貢献します。

■17の持続可能な開発目標（SDGs）■

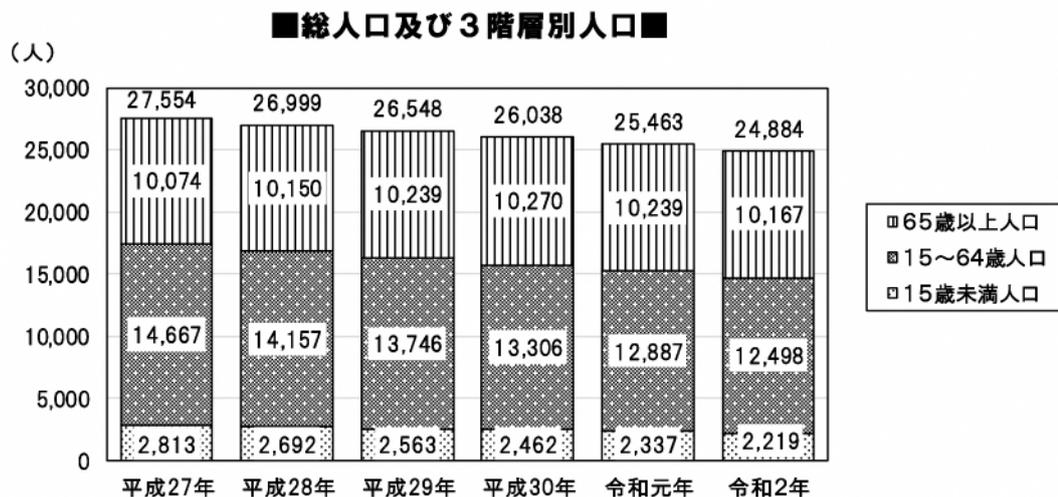


- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平等をなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりを |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさも守ろう |
| (7) エネルギーをみんなに そしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナリシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

障害のある人の現状

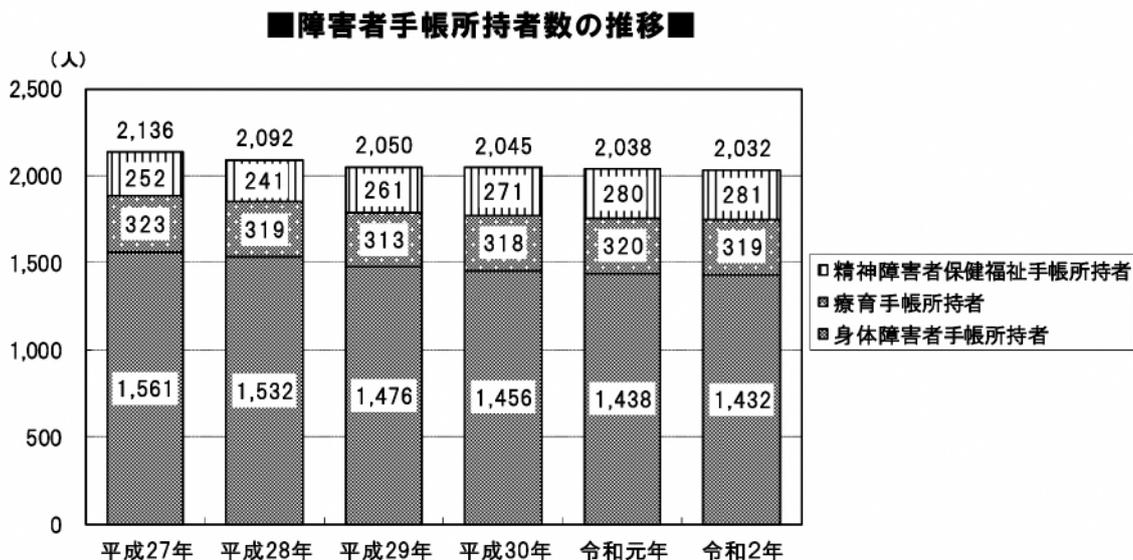
(1) 総人口及び世帯数の推移

人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向となっています。65歳以上人口は平成30年まで増加傾向でしたが、それ以降は減少傾向となっており、15～64歳人口、15歳未満人口は減少傾向で推移しています。



(2) 障害者手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、身体障害者（身体障害者手帳所持者）が1,432人、知的障害者（療育手帳所持者）が319人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が281人です。平成27年からの推移をみると、身体障害者では1,561人から129人減、知的障害者では323人から4人減、精神障害者では252人から29人増と、精神障害者の増加が顕著となっています。



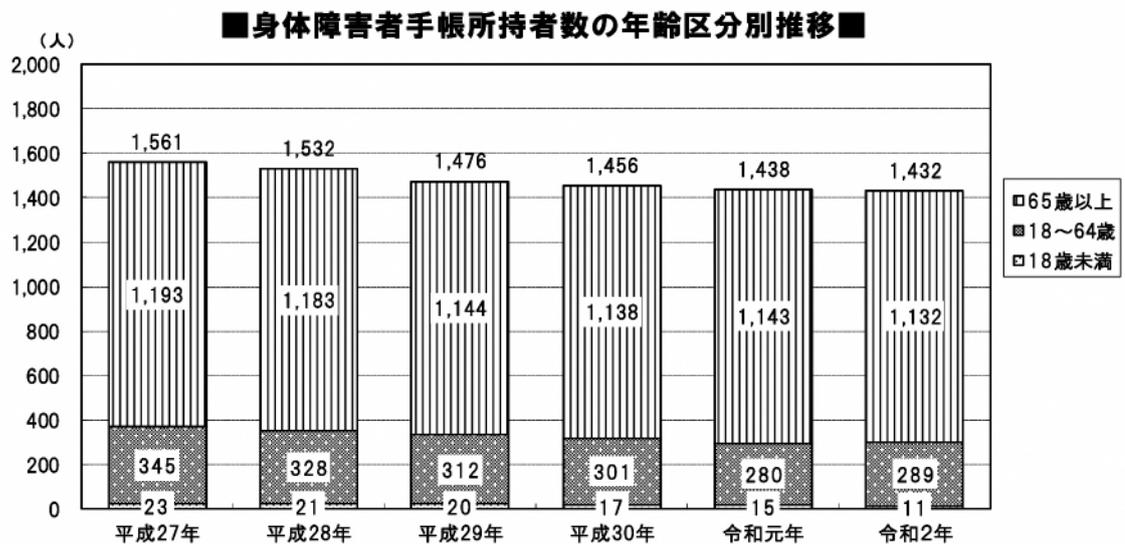
(3) 身体障害のある人数の推移

年齢構成では、令和2年4月1日現在で、18歳未満は11人であり、18歳以上のうち、特に65歳以上の高齢者が1,132人と、79.1%を占めています。平成27年からの推移をみると、いずれも減少傾向となっています。

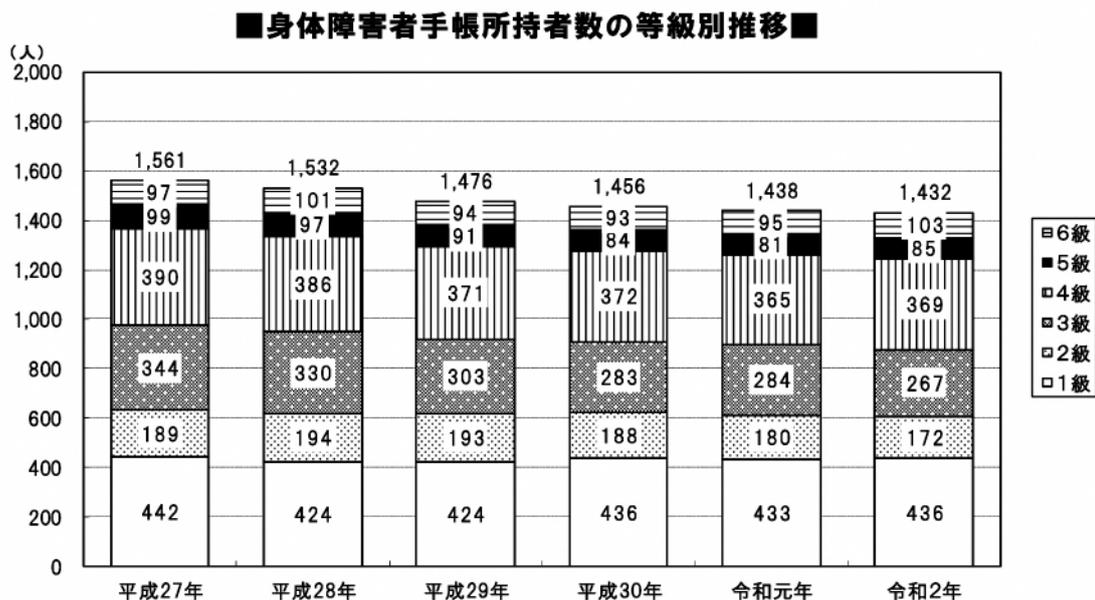
等級別構成では、令和2年4月1日現在で1級が436人、4級が369人、3級が267人、2級が172人となっています。

平成27年からの推移をみると、1級、6級以外はいずれも減少傾向となっています。

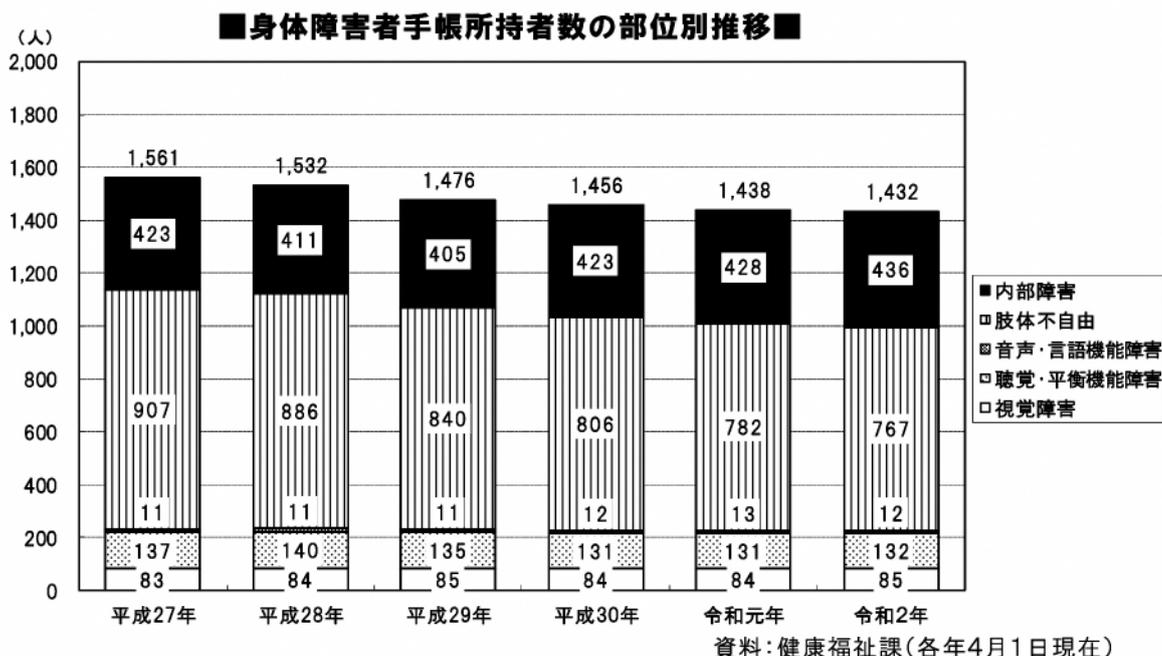
部位別構成では、令和2年には肢体不自由が767人と最も多く、次いで内部障害が436人となっています。平成27年からの推移をみると、内部障害が増加傾向にあります。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）



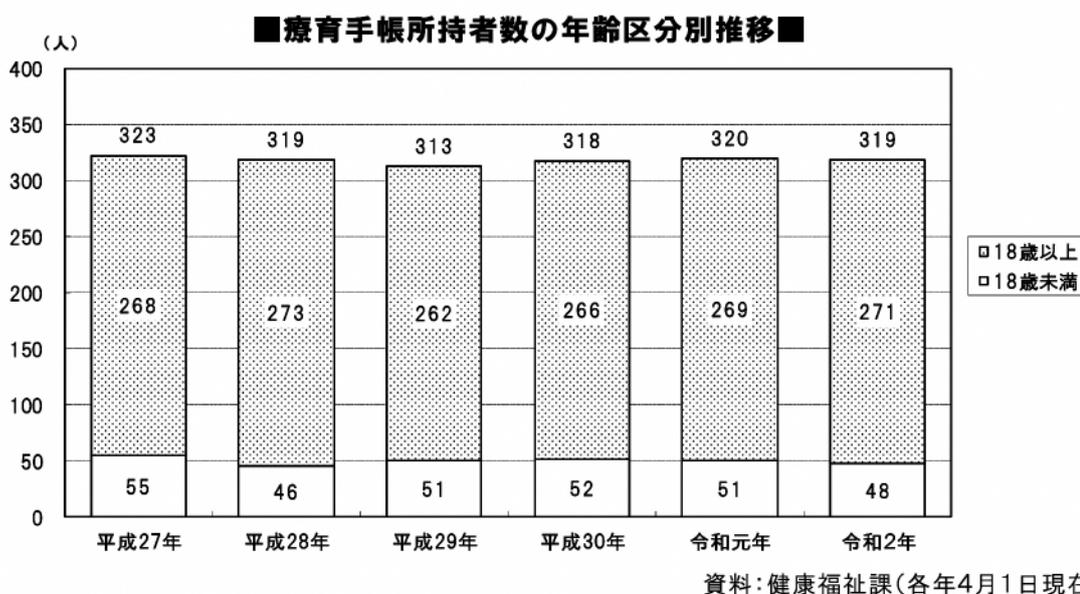
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）



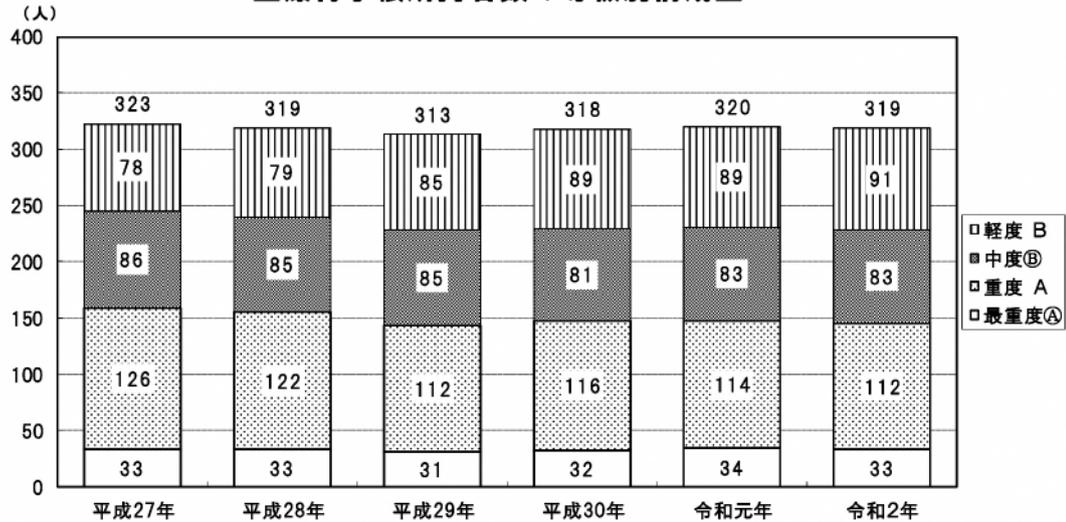
（４）知的障害のある人数の推移

年齢構成では、令和2年4月1日現在、319人のうち、18歳以上が271人で全体の85.0%、18歳未満が48人と全体の15.0%を占めており、平成27年からの推移をみると、いずれも横ばいとなっています。

等級別では、令和2年4月1日現在、319人のうち、重度Aが112人でもっとも多く、ついで軽度Bの91人、中度の㊸83人、最重度㊶の33人となっており、平成27年からの推移をみると、いずれも横ばいとなっています。



■療育手帳所持者数の等級別構成■



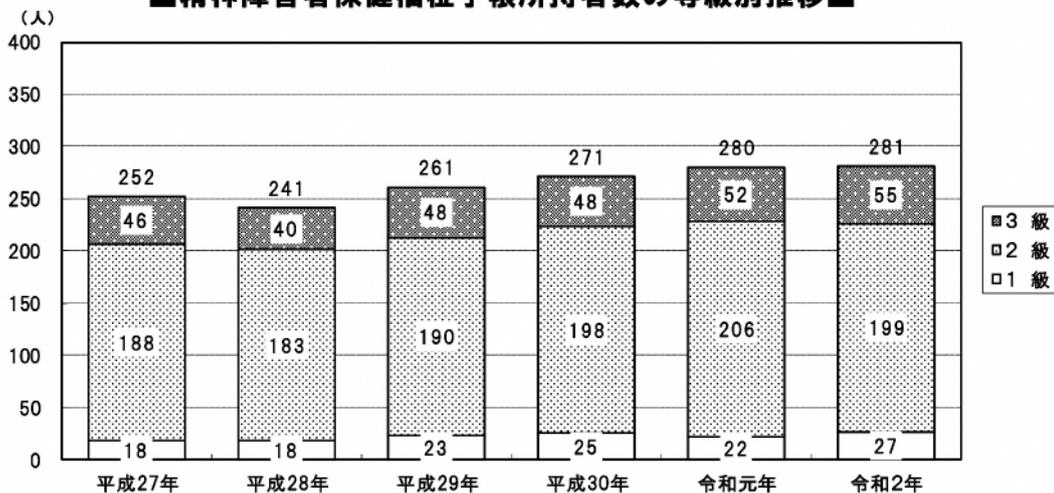
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

（5）精神障害のある人数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和2年4月1日現在、281人のうち、2級が199人で最も多く、以下、3級の55人、1級の27人となっています。平成27年からの推移をみると、1級、3級が微増傾向にあります。

自立支援医療受給者数（精神通院）の推移をみると、令和2年は平成27年と比べ31人増加し、389人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移■



資料：広島県 保健所事業概要（各年4月1日現在）

■自立支援医療受給者数（精神通院）の推移■

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
受給者数	358	354	365	374	388	389

資料：広島県 保健所事業概要（各年4月1日現在）

(6) 発達障害の相談者数の状況

「発達障害者支援法」において、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

市内の障害者相談支援事業所に相談している発達障害のある人は、令和元年度で39人となっており、平成27年度に比べ3倍となっています。

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度
相談者数	13	23	29	34	39

資料:健康福祉課

(7) 難病患者等の状況

特定医療費(指定難病)受給者証所持者は、令和2年4月1日現在で251人であり、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者は24人となっています。

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定疾患	291	285	264	265	245	251
小児慢性特定疾病	24	23	27	22	22	24
合計	315	308	291	287	267	275

資料:広島県 保健所事業概要(各年4月1日現在)

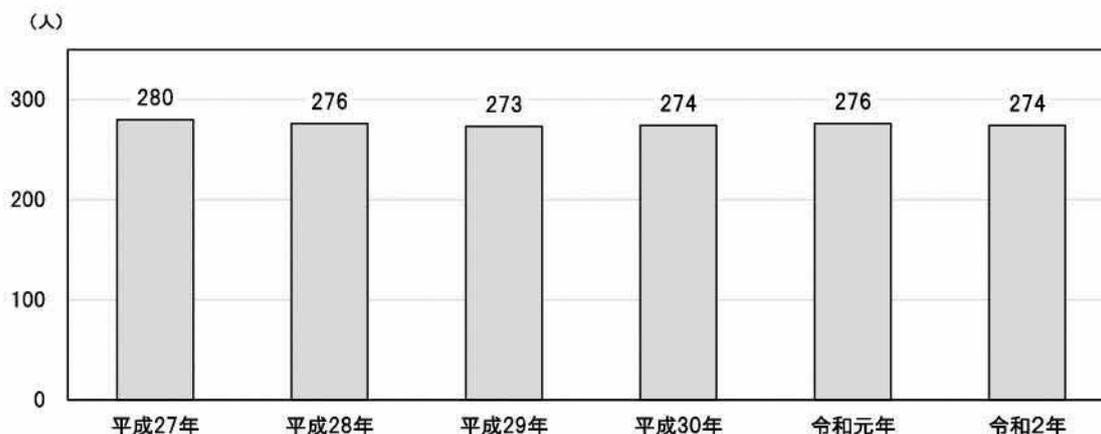
(8) 障害福祉サービス等支給決定者数の推移

障害福祉サービス等支給決定者についてみると、令和2年4月1日現在では、障害福祉サービス支給決定者が274人、地域生活支援サービス支給決定者*が83人、障害児通所支援サービス支給決定者が60人となっています。

いずれも、平成27年度以降も横ばいで推移しています。

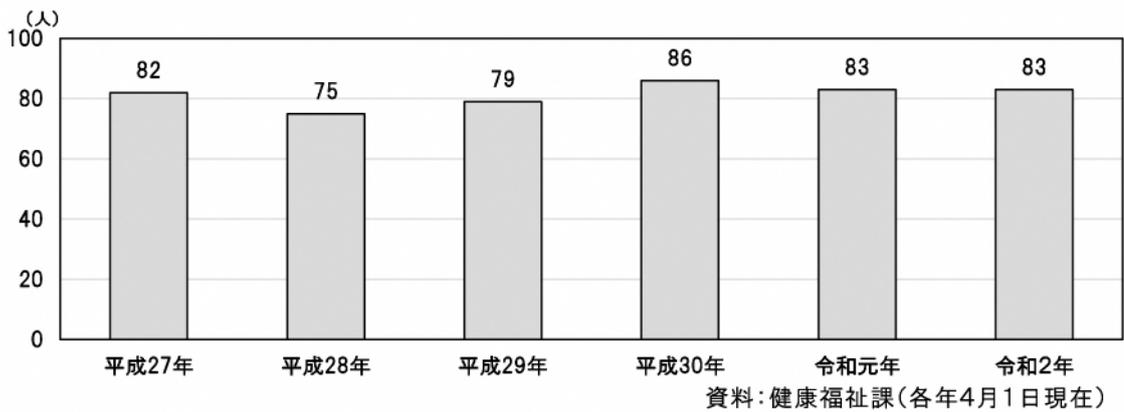
※ 地域生活支援サービス支給決定者とは、地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターの支給決定を受けている実人数です。

■障害福祉サービス支給決定者数の推移■

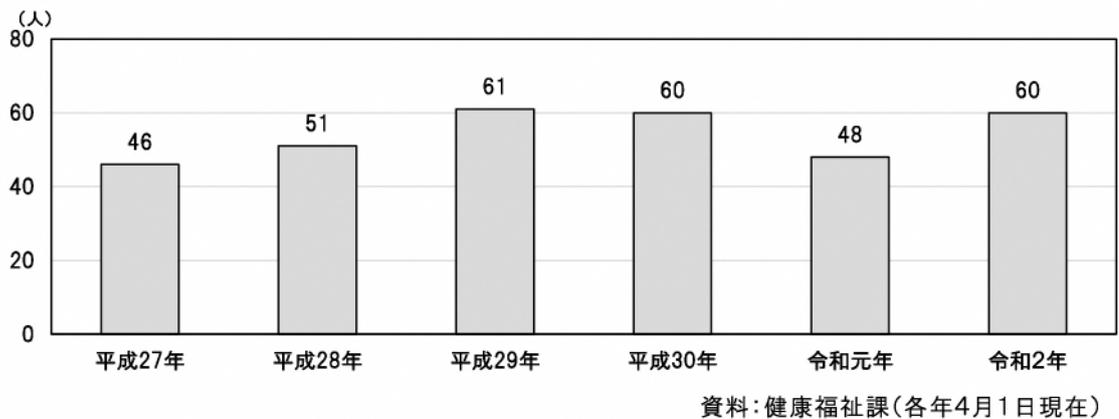


※障害福祉サービスが支給決定されている障害児を含みます。 資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

■地域生活支援サービス支給決定者数の推移■



■障害児通所支援サービス支給決定者数の推移■

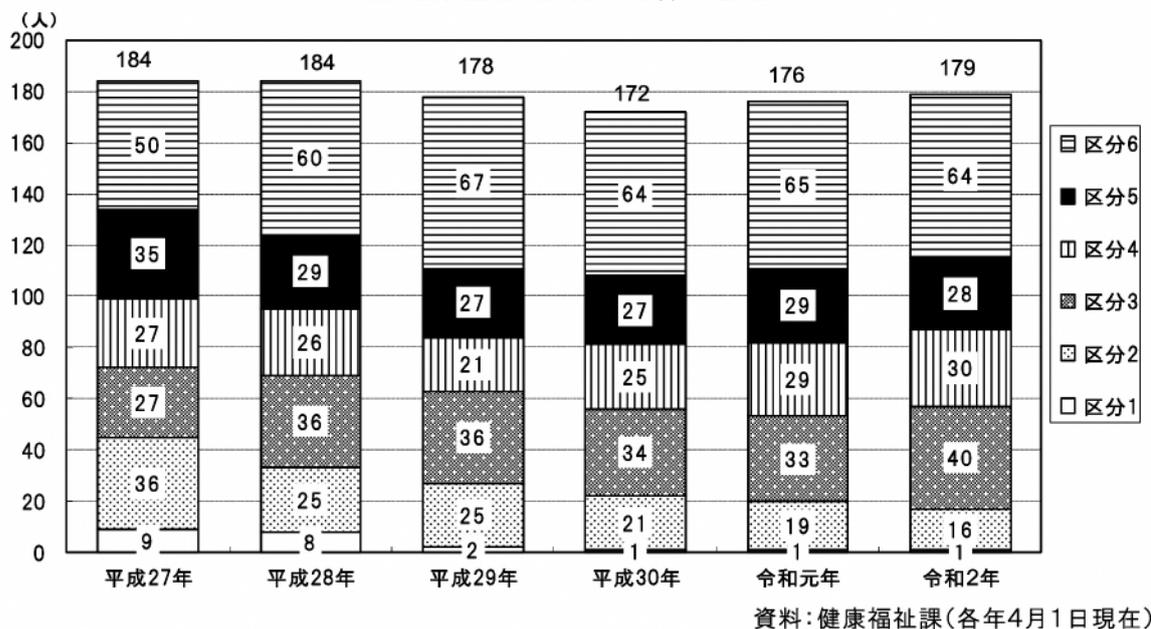


(9) 障害支援区分別認定数の推移

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

障害支援区分の認定者数は、令和2年4月1日現在が179人で、平成27年以降、横ばいで推移しています。

■障害支援区分別認定数の推移■



アンケート結果からみる状況

(1) アンケート調査の概要

	障害のある人対象調査	市民対象調査
調査目的	障害のある人の生活実態や、サービス利用の状況と今後の利用意向、福祉施策に関する意見等を徴取することを目的に実施	障害のある人との関わり方や、本市の取り組むべき課題への意見等を徴取することを目的に実施
調査対象者	竹原市に住んでいる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者。また、手帳を所持していないが、障害のある児童を対象としたサービスを現在利用している人	竹原市内にお住まいの18歳以上の市民の中から無作為抽出
調査数	1,780人	1,000人
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	
調査票回収数	788件	392件
回収率	44.3%	39.2%

～調査集計にあたっての留意事項～

- 回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「n」はサンプル数のことを示します。

(2) アンケート調査結果

令和2年7月に実施した18歳以上の市民を対象とした調査（以下、「市民対象調査」という。）と障害のある人を対象として調査（以下、「障害のある人対象調査」という。）の主な結果は、以下のようになっています。

① 市民対象調査の主な結果

■ 回答者のうち4人中3人が障害福祉に関心がある

障害福祉への関心の程度は、「非常に関心がある」が17.1%、「ある程度関心がある」が57.1%となっており、合計74.2%もの人が関心を持っています。

問 あなたは、障害のある人の福祉について関心をお持ちですか。

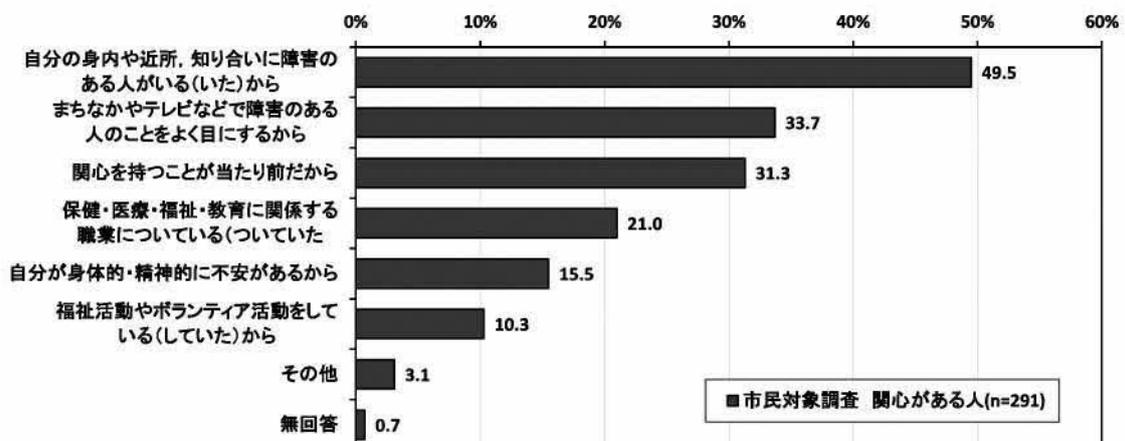


■ 障害福祉に関心があるのは、身近に障害のある人がいるから

障害福祉に関心のある人に、その理由を尋ねたところ、「自分の身内や近所、知り合いに障害のある人がいる(いた)から」が49.5%と最も多く、次いで「まちなかやテレビなどで障害のある人のことをよく目にするから」(33.7%)となっています。

こうしたことから、障害のある人と身近に接することが障害のある人への理解を深めているといえます。

問 どのような理由から、関心をお持ちですか。(該当するものすべてに○)



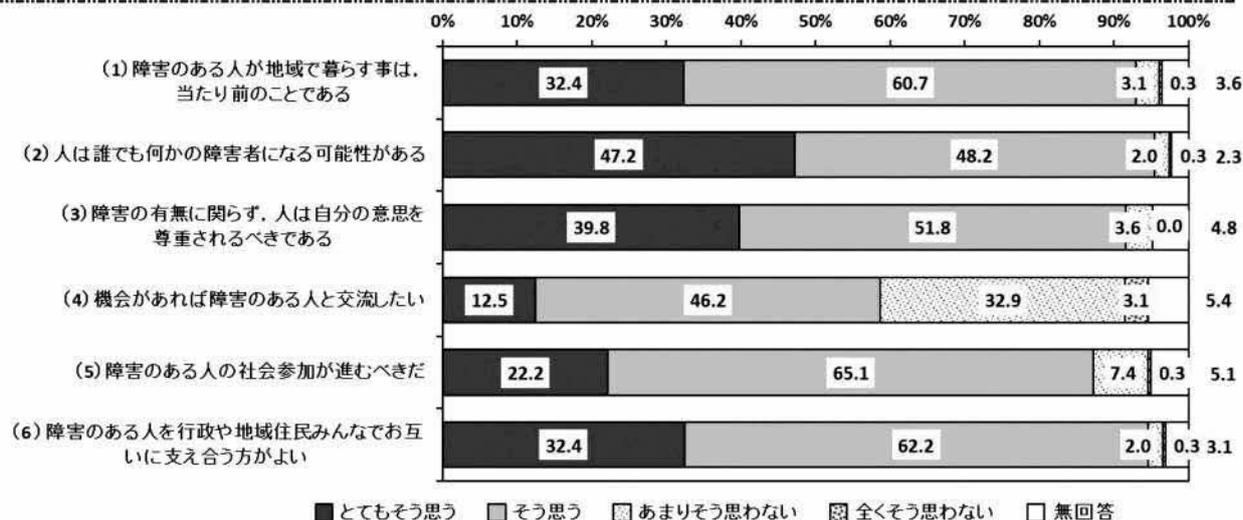
第6章 資料編

■ 大多数の人が障害のある人への理解はありますが、交流を望む声は6割にとどまる

「機会があれば障害のある人と交流したい」だけが、交流を望む人の割合が少なくなっており、障害のある人との交流には躊躇している様子がうかがえます。

問 あなたが日ごろ、障害のある人に対してどのように感じているかお伺いします。

(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ1つに○)



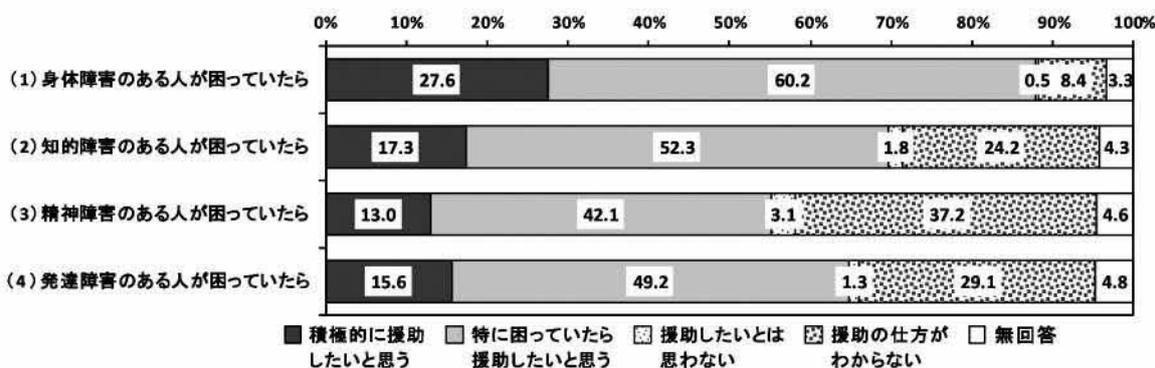
※市民対象調査 n=392

■ 障害の種類によって援助したい気持ちに変化がある

障害のある人が困っているときに援助したいかどうかを尋ねたところ、身体障害のある人へは9割近くが援助したいと回答していますが、精神障害のある人や発達障害のある人、知的障害のある人については、援助したいと思う割合が少なくなっています。

それぞれの障害についての正しい知識と理解の周知・啓発が求められています。

問 あなたは、障害のある人が困っていたらどうしますか。



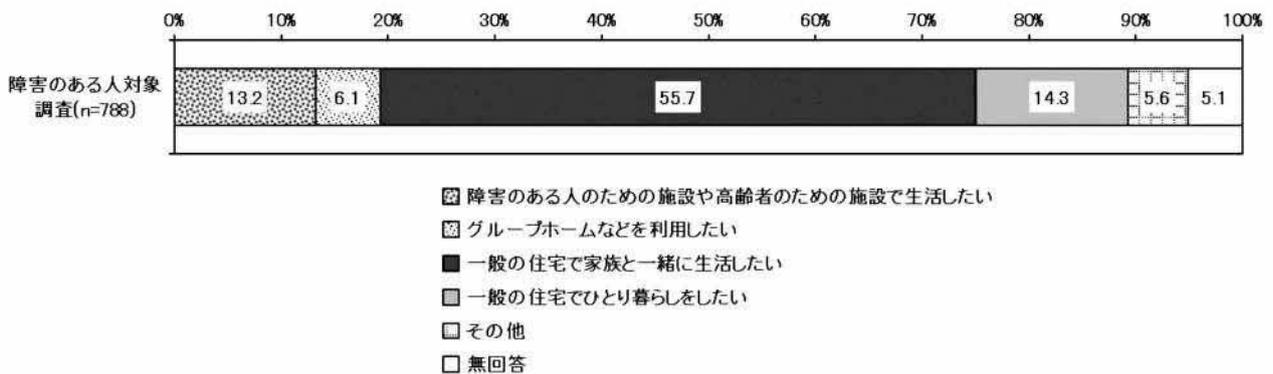
※市民対象調査 n=392

② 障害のある人対象調査の主な結果

■ 障害のある人の大半が地域で暮らしたいと考えている

希望する生活したい場所としては、「一般の住宅で家族と一緒に生活したい」が 55.7%と半数を超え、次いで「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」が 14.3%，合計すると7割が地域の人々とふれあいながらの生活を望んでいます。

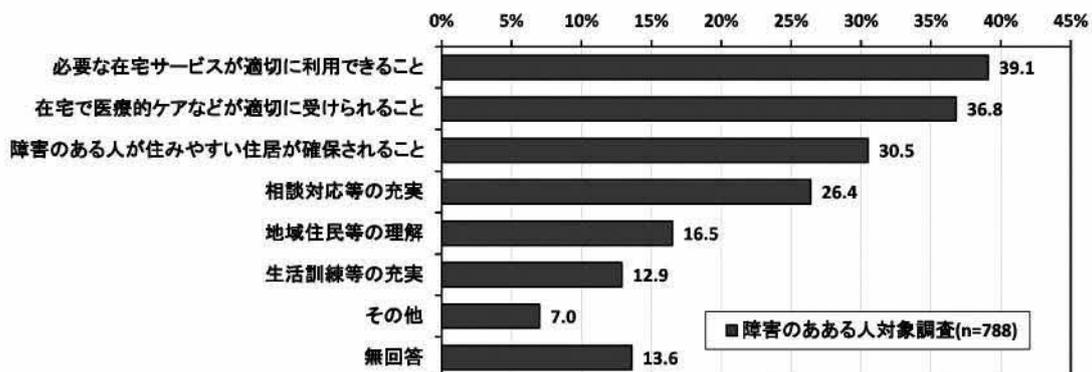
問 あなたは今後3年以内に、どこで生活したいと思いますか。



■ 希望する生活をするためには障害福祉サービスが適切に利用できること

希望する生活をするために必要な支援としては、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 39.1%と最も多くなっており、第一に障害福祉サービスの充実が求められています。

問 希望する生活をするためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(該当するものすべてに○)

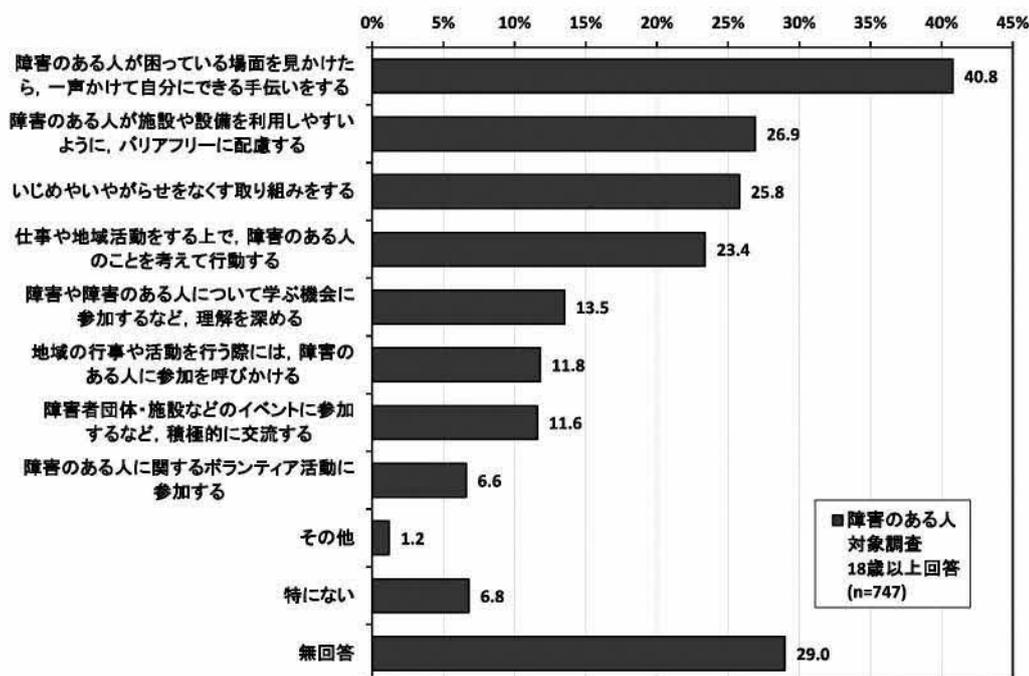


■ 障害のある人が社会参加するためには、市民の手助けが重要

障害のある人の社会参加の機会を広げるために、地域などに望むこととしては、「障害のある人が困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が 40.8% と特に多くなっています。

障害のある人が社会参加するためには、市民の手助けが重要であることがわかります。

問 障害のある人の社会参加の機会を広げるために、地域などにあなたが望むことは何ですか。(主なもの3つまで○)



ヒアリング結果からみる状況

(1) ヒアリングの概要

市内で障害福祉サービスを提供する事業所、就労支援に関する事業所、認定こども園等の障害児福祉に関係する事業所、障害者団体に対してヒアリングシートによる調査（令和2年6月～7月）を行いました。

(2) 事業所ヒアリング結果

①地域で生活することについての課題

家族や地域の障害に対する正しい理解と見守り体制が必要である。

介護者である家族の高齢化が進んでいるため、何かあった時の備えが必要である。

民間の移送手段を利用するとコストが高いため、助成の充実等、利用しやすい環境整備が必要である。

②精神障害(発達障害)のある人の地域生活

どの地域にも支援者が把握していないまたは関われない引きこもりの人が多数いるのではと思うので、情報共有が必要である。

軽度・中度の障害のある人は地域生活が可能であり、地域の理解と見守りが重要であるため、担当者会議等に地域の代表者を呼ぶなど、障害の特性を理解して協力してもらえる体制づくりがあればよい。

③障害のある子供への支援

市内の事業所の数や地域での支援の選択肢が少ないため、定員超過で受け入れできないケースが出てきている。軽度の知的障害や発達障害の子供に対する支援について、ニーズはあるが既存のサービスになじみにくい。

18歳になり、障害児入所施設からの移行先がなかなか決まらない。

(3) 就労支援機関ヒアリング結果

就労支援や雇用促進における課題は、事業主や従業員の理解が必要である。それに加え、就職先に定着するためには、障害状況に応じた作業内容の確保や指導的役割の従業員の配置が重要である。

(4) 子育て関係機関・関係団体ヒアリング結果

発達障害等の早期発見、早期療育を受けられる体制整備が必要である。

保育士、学校の先生、介助員等の障害のある児童に関わる支援者が研修を受けるなど適切な支援が行えることが重要である。

ライフステージを移行するときの、保護者、こども園、学校、医療機関、事業所等の連携が重要である。

保護者や、こども園等の支援者が専門の方に定期的に相談できる体制があればよい。

ワークショップからみる状況

(1) ワークショップの概要

竹原市障害者自立支援協議会の課題別ワーキンググループにおいてワークショップ形式で、地域や就労等の各課題を抽出しました。

(2) ワークショップの結果

①就労支援ワーキンググループ

利用者の高齢化、障害の重度化により作業能力の低下が進み、生産性を上げることが難しくなっている。

市内での販路拡大や工賃アップにつなげるような作業の確保が必要である。

②地域生活支援ワーキンググループ

支援者が障害のある人の長所が発揮できる活躍の場に結び付けたり、能力を生かせる機会に繋がっていない。

重複障害のある人の支援など困難な事例の相談が支援者間でできる場が必要である。支援者が専門ではない障害分野について知識不足で、支援に困ることがある。

③精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループ

精神障害のある人に対する支援者の知識が不足しているため、専門職教育の場が必要である。

地域移行を推進していくための体制の整備が必要である。

地域の人に、精神障害への理解を深めるための啓発活動が必要である。

④ライフステージ移行支援ワーキンググループ

受診を勧めたり、子供の課題を伝えるために保護者との信頼関係を築くことが必要である。

専門の医療機関が少ないため、発達障害等の受診予約が数か月先になることがある。こども園の先生や介助員のスキルアップが必要である。

本人や保護者が将来の進路先や就労などがわからないため、学齢期に将来の生活の姿がイメージできるような機会を作る。

**竹原市障害者計画
竹原市第6期障害福祉計画
竹原市第2期障害児福祉計画**

策 定：令和3年3月

編集・発行：広島県竹原市 福祉部 健康福祉課

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

TEL：(0846) 22-7743

FAX：(0846) 23-0140



「かぐやパンダ」は竹原市の「障害のある人の相談窓口」を周知するためのマスコットキャラクターとして、平成 19 年に誕生しました。右手には商売繁盛の縁起物である笹，左手には人々を応援するための扇子。まわりの人を幸せにする力をもった，元気なキャラクターです。